

第3期南砺市障がい者計画

～多様な幸せを実感できる共生社会プラン～

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月
富山県 南砺市

※表紙及び裏表紙の作品は「社会福祉法人溪明会 花椿 きらめき（生活介護）」の利用者さんが作成しました。



はじめに

南砺市では、平成29年3月に「第2期南砺市障がい者計画」を策定し、地域の実情、課題に対応しながら、障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよう、総合的な障がい者福祉の推進に努めてまいりました。

この間、障がいのある人とその親の高齢化や障がいの重度化、未曾有のコロナ禍などにより、障がい者支援のニーズはますます多様化しています。国においては、支援の充実のため、平成30年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正や令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行など法整備が進められています。

こうした中、本市では前計画の期間終了に伴い、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第3期南砺市障がい者計画 ～多様な幸せを実感できる共生社会プラン～」を策定いたしました。

本計画では、「多様な幸せを実感できるまち」を基本理念とし、本市のすべての障がい者が、地域に愛着をもち、障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、幸福感が得られる共生社会の実現を目指しています。この実現に向け「障がい者への支援体制の充実」を基本目標として7つの基本施策の展開を視点として掲げております。

コロナ禍で「新しい生活様式」が求められるなか、計画の推進にあたりましては、関係機関、各種団体、市民の皆様と連携・協働し取り組んでいくことが従前にも増して重要であると考えておりますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました南砺市障がい者計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

南砺市長 田中 幹夫

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 SDGs への取り組み	6
5 計画の対象者	7
6 計画策定の体制整備	7
第2章 現状分析	11
1 人口構造等の現状	11
2 保健・医療サービスの現状	18
3 施策の実施状況	21
4 課題の整理	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 施策体系	30
第4章 施策の取り組み	33
基本施策Ⅰ 共生社会の実現	33
1 第2期計画の進捗状況・評価等	33
2 施策の展開方向	34
基本施策Ⅱ 福祉サービス等の充実	39
1 第2期計画の進捗状況・評価等	39
2 施策の展開方向	40
基本施策Ⅲ 生活環境の整備	45
1 第2期計画の進捗状況・評価等	45
2 施策の展開方向	46
基本施策Ⅳ 教育・療育支援の充実	51
1 第2期計画の進捗状況・評価等	51
2 施策の展開方向	51
基本施策Ⅴ 雇用・就労の促進	55
1 第2期計画の進捗状況・評価等	55
2 施策の展開方向	55

基本施策Ⅵ 保健・医療の充実.....	58
1 第2期計画の進捗状況・評価等.....	58
2 施策の展開方向.....	59
基本施策Ⅶ 相互理解の促進.....	62
1 第2期計画の進捗状況・評価等.....	62
2 施策の展開方向.....	63
第5章 計画の推進.....	67
1 総合的な取り組みの推進.....	67
2 地域における関係団体・民間企業等との連携.....	67
3 国・県の制度との調整.....	67
4 計画の評価・管理.....	67
資料編.....	71
1 計画に関する指標・数値目標.....	71
2 南砺市障がい者計画策定委員会.....	74
3 福祉関連用語等の説明.....	78
4 アンケート結果.....	83
5 関係団体ヒアリング等の主な意見.....	101

◆◆◆ 「障害」「障がい」の表記について ◆◆◆

一般的に「障がい者」の“害”の字は「悪くすること」「わざわざい」などの否定的な意味があり、その人を表すときに“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考え、本計画においては「障がい者」と表記します。

ただし、国の法律や県・市の条例などに基づく、制度名や施設名、あるいは法人、団体などの固有名詞についてはそのままの表記とします。

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、社会環境の変化により、障がい者のニーズが多様化しており、課題として、障がい者への理解の促進、権利擁護への取り組み、災害時の支援体制整備等が必要となっています。また、新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染防止対策などの徹底を前提とした継続的なサービスの提供が求められています。

国では、地域社会における共生の実現や多様化する支援の充実のため、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正（平成30年）や「医療的ケア児^{※1}及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたところです。

富山県では、平成30年に策定された「富山県民福祉基本計画（第二次改定版）」を踏まえ、平成31年3月に「富山県障害者計画（第4次）」を令和元年度から令和5年度までの計画期間として策定されました。また、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（平成28年4月）及び「富山県手話言語条例」（平成30年4月）の施行により、法整備が進められました。

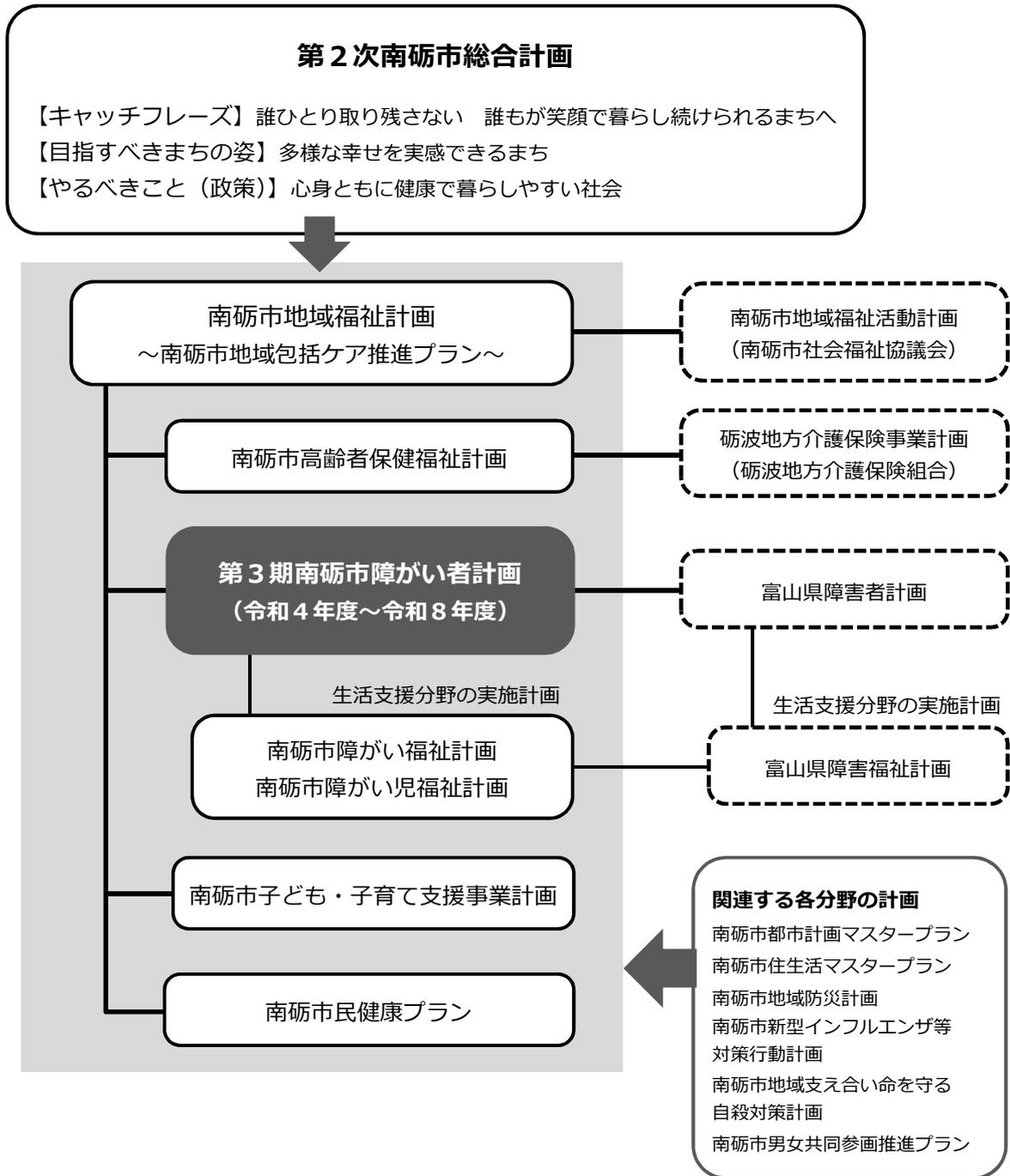
南砺市では、「第2期南砺市障がい者計画（平成29年度～令和3年度）」において、「健やかなやすらぎのまちづくり」を基本理念とし、市在住のすべての障がい者が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできたところです。この度、その計画期間が終了するにあたり、成果と今後の課題を見直したうえ、国や県の流れを踏まえて、これまでの取り組み、障がい者を取り巻く環境の変化や課題、ニーズに対応した新たな計画として、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、「第3期南砺市障がい者計画」（以降、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

「南砺市障がい者計画」は、障害者基本法に基づき障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための基本的な事項を定める中長期の計画で、障がい者に関する施策分野全般にわたるものであるのに対し、「第6期南砺市障がい福祉計画（第2期南砺市障がい児福祉計画）」は、3年を1期として定める障害者総合支援法（平成30年改正）及び児童福祉法（平成30年改正）に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画です。主として、南砺市障がい者計画に盛り込まれる「生活支援」の事項のうち、福祉サービスに関する実施計画的なものとして位置づけています。

※1 医療的ケア児：人工呼吸器や喀痰の吸引、チューブでの栄養の投与などの医療的ケアを必要とする児童。

■ 他計画との関連図



3 計画の期間

本計画は、同時期策定の「第3期南砺市地域福祉計画」の計画期間と合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。ただし、大幅な見直しが必要になった場合には、この期間に関わらず見直すものとします。また、令和9年度以降については、今後3年ごとに策定が見込まれる障がい福祉計画・障がい児福祉計画と合わせて見直しを図られるよう、計画期間を6年間とします。

■ 計画の期間

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
障害者基本法に基づく 障がい者に関する全般の計画	第2期 計画	第3期南砺市障がい者計画 【令和4年度～令和8年度】					第4期南砺市障がい者計画 【令和9年度～令和14年度】					
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス等の計画	第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		第9期 障がい福祉計画				
児童福祉法に基づく 障害児通所支援等の計画	第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		第5期 障がい児福祉計画				

- 児童福祉法第33条の20第6項に基づき、市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、南砺市では、「第6期南砺市障がい福祉計画」において一体のものとして策定しています。

4 SDGsへの取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、世界中の誰ひとりとして取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

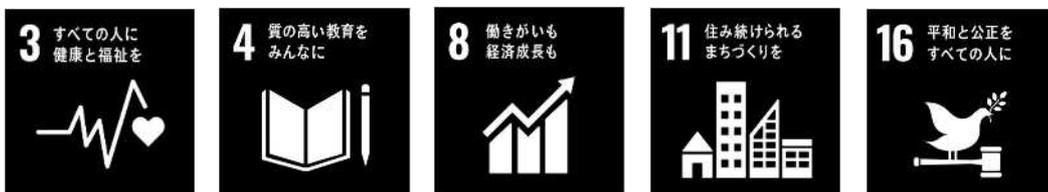
南砺市は、令和元年7月1日に内閣府からSDGs達成に向けた取り組みを先進的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されています。

本計画においても、SDGsの視点をもって、障がい福祉に関する課題に対応していきます。

■ SDGs 17の国際目標



■ 本計画と関連する達成目標



5 計画の対象者

本計画における「障がい者」とは、特別な場合を除き、身体障がい※2者、知的障がい※3者、精神障がい※4者、療育の必要な児童、発達障がい※5者、自立支援医療費（精神通院）受給者、難病※6患者等を含め、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

6 計画策定の体制整備

（1）計画策定のためのアンケート調査の実施

障がい者の日常生活の状況や障害福祉サービスへのニーズ等を把握するため、令和2年6月に、市内に居住している各種障害者手帳所持者等を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）障がい者計画策定委員会の開催

障がい者その他の関係者の意見を聴くため、「南砺市障がい者計画策定委員会」を設置し、適宜、委員会を開催し、計画策定に関わる事項を協議しました。

（3）庁内推進体制

障がい者施策について、総合的かつ計画的に施策の推進を図るため、関連部局で構成する「南砺市障がい者計画庁内策定幹事会」を設置し、南砺市障がい者計画の原案の検討、策定進捗状況の管理、その他障がい福祉施策に関する必要な事項を協議しました。

（4）市民参加

障がい者や家族の要望等を含め、障がい者福祉に関する意見を把握するため、関係団体や事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

また、令和4年1月に、計画案についてパブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募集しました。

※2 身体障がい：身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態。

※3 知的障がい：知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

※4 精神障がい：統合失調症、気分障がい（うつ病等）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

※5 発達障がい：脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。

※6 難病：医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のこと。障害者総合支援法による障害福祉サービス等では、令和3年11月現在、366の疾病が対象となっている。



第2章

現状分析



第2章 現状分析

1 人口構造等の現状

(1) 総人口と世帯の推移

南砺市の総人口は年々減少し続けており、令和3年では49,235人と、平成23年と比べて6,180人減少しています。

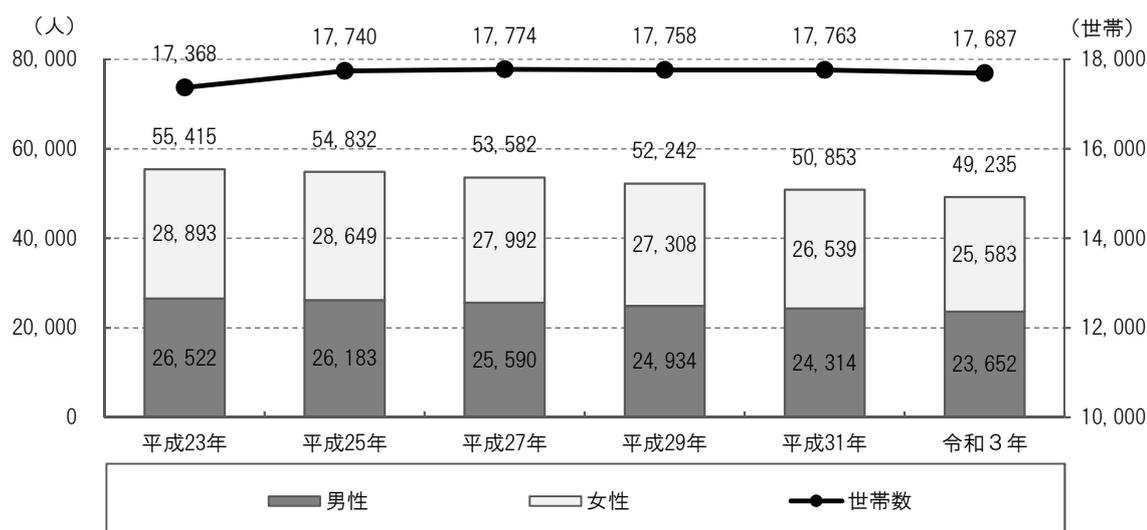
また、世帯数はおおよそ横ばいで推移しており、1世帯あたりの人員は平成23年の3.2人から減少傾向にあります。

■ 南砺市の人口推移

単位：人・世帯

	平成23年 2011年	平成25年 2013年	平成27年 2015年	平成29年 2017年	平成31年 2019年	令和3年 2021年	平成23年 に対する増減
男性	26,522	26,183	25,590	24,934	24,314	23,652	△2,870
女性	28,893	28,649	27,992	27,308	26,539	25,583	△3,310
総人口	55,415	54,832	53,582	52,242	50,853	49,235	△6,180
世帯数	17,368	17,740	17,774	17,758	17,763	17,687	319
1世帯あたり の人員	3.2	3.1	3.0	2.9	2.9	2.8	

資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)



(2) 障がい者数の推移

① 身体障害者手帳^{※7}所持者の推移

身体障害者手帳所持者は年々減少し続けており、令和2年度では2,206人と、平成23年度と比べて、547人減少しています。

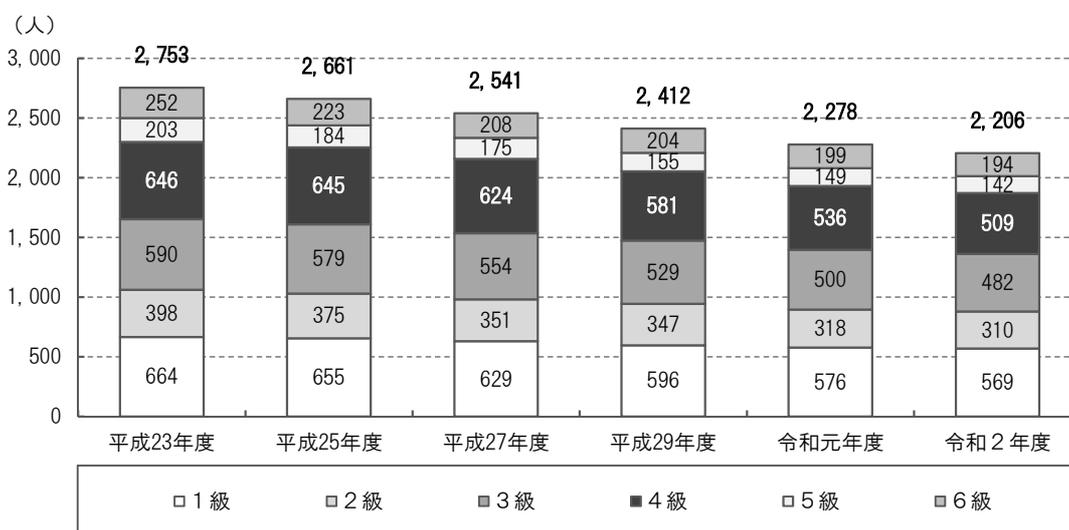
等級別にみると、いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」「3級」となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（等級）

単位：人

	平成23年度 2011年度	平成25年度 2013年度	平成27年度 2015年度	平成29年度 2017年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成23年度 に対する増減
1級	664	655	629	596	576	569	△ 95
2級	398	375	351	347	318	310	△ 88
3級	590	579	554	529	500	482	△ 108
4級	646	645	624	581	536	509	△ 137
5級	203	184	175	155	149	142	△ 61
6級	252	223	208	204	199	194	△ 58
合計	2,753	2,661	2,541	2,412	2,278	2,206	△ 547

資料：福祉課（各年度3月31日現在）



※7 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。

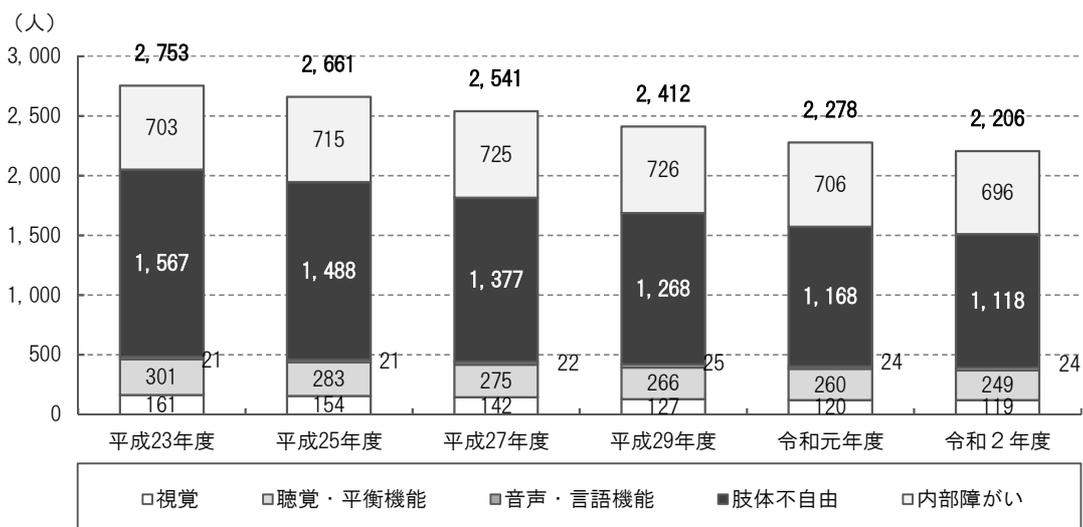
障がい別にみると、いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」「聴覚・平衡機能」となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（障がい別）

単位：人

	平成23年度 2011年度	平成25年度 2013年度	平成27年度 2015年度	平成29年度 2017年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成23年度 に対する増減
視覚	161	154	142	127	120	119	△ 42
聴覚・ 平衡機能	301	283	275	266	260	249	△ 52
音声・ 言語機能	21	21	22	25	24	24	3
肢体不自由	1,567	1,488	1,377	1,268	1,168	1,118	△ 449
内部障がい	703	715	725	726	706	696	△ 7
合計	2,753	2,661	2,541	2,412	2,278	2,206	△ 547

資料：福祉課（各年度3月31日現在）



② 療育手帳^{※8}所持者の推移

療育手帳所持者は増加傾向で推移しており、令和2年度では455人と、平成23年度と比べて38人増加しています。

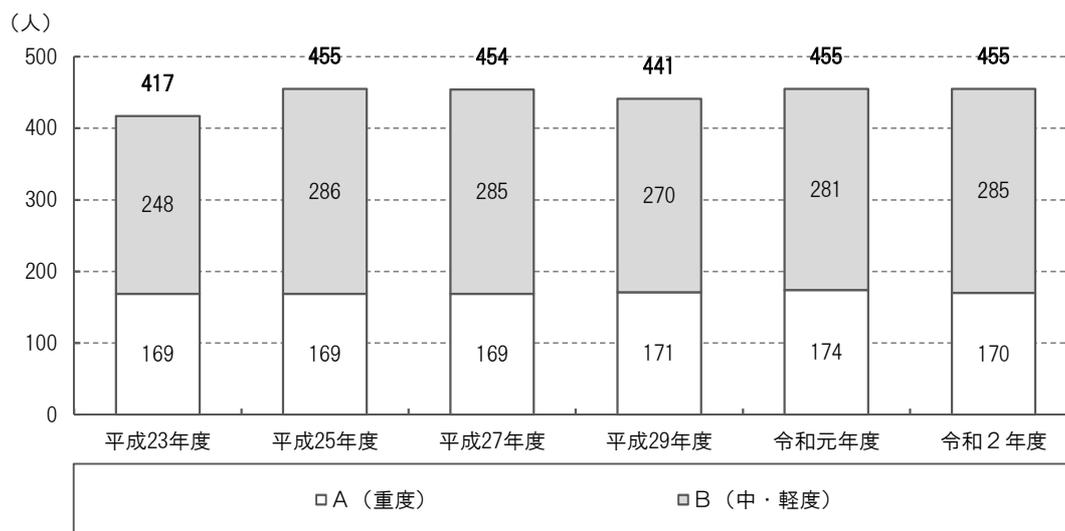
程度別にみると、いずれの年も「B（中・軽度）」が多くなっています。また、「A（重度）」は横ばいで推移する中、「B（中・軽度）」は増加傾向で推移しています。

■ 療育手帳所持者の推移

単位：人

	平成23年度 2011年度	平成25年度 2013年度	平成27年度 2015年度	平成29年度 2017年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成23年度 に対する増減
A（重度）	169	169	169	171	174	170	1
B（中・軽度）	248	286	285	270	281	285	37
合計	417	455	454	441	455	455	38

資料：福祉課（各年度3月31日現在）



※8 療育手帳：知的障がい者（児）として判定を受けた人が、福祉サービスを受けるために必要な手帳。

③ 精神障害者保健福祉手帳^{※9}所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し続けており、令和2年度では362人と、平成23年度と比べて、125人増加しています。

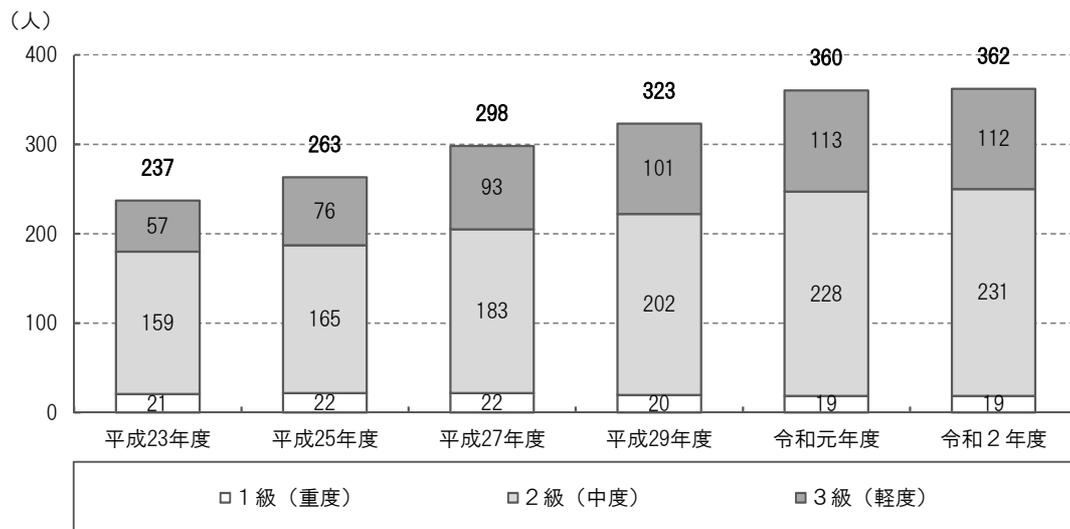
程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多くなっています。また、「1級（重度）」は横ばいで推移する中、「2級（中度）」「3級（軽度）」は増加傾向で推移しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成23年度 2011年度	平成25年度 2013年度	平成27年度 2015年度	平成29年度 2017年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成23年度 に対する増減
1級（重度）	21	22	22	20	19	19	△ 2
2級（中度）	159	165	183	202	228	231	72
3級（軽度）	57	76	93	101	113	112	55
合計	237	263	298	323	360	362	125

資料：福祉課（各年度3月31日現在）



※9 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障がい状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づき交付される。手帳を取得することで、各種サービスを受けることができる。

④ 障がい児及び発達障がい児の状況

令和3年4月1日現在、身体障がい児は18人、知的障がい児は66人、精神障がい児は1人となっており、ほとんどは在宅で生活しています。

■ 障がい別の障がい児の状況（令和3年4月1日現在）

単位：人

	年齢区分	総数	在宅	施設入所
身体障がい児	18歳未満	18	17	1
知的障がい児	18歳未満	66	61	5
精神障がい児	20歳未満	1	1	0
合計		85	79	6

資料：福祉課

(3) 難病について

平成26年5月23日に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律として「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月に施行されました。これによって、難病患者に対する医療費助成に消費税等の財源が充てられ、安定的な医療費助成の制度が確立しました。治療費の公費負担分に関しては、国と都道府県で半分ずつ負担しています。

難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ^{※10}サービス事業、短期入所^{※11}事業、日常生活用具給付事業）が、平成25年度から障害者総合支援法による障害福祉サービス、日常生活用具給付等事業及び補装具費支給事業に移行したことにより、利用可能なサービスが拡大されましたが、令和2年度のサービス利用は1件にとどまっています。

■ 福祉サービスの実施状況

単位：人

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
生活介護	1	1	0	0	0	△ 1
施設入所支援	1	1	0	0	0	△ 1
日常生活用具給付事業	1	1	0	1	1	0
補装具費支給	0	0	1	0	0	0

資料：福祉課

※10 ホームヘルプ：ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

※11 短期入所：自宅で暮らす障がい者が短い期間に限って施設へ入所し、介護等必要な支援を受けることができるサービス。

(4) 周産期医療について

「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要です。

砺波医療圏には、「正常分娩」を扱う機能を有する病院・診療所が2か所、妊婦健診を実施している「正常分娩連携医療機関」が3か所（うち南砺市1か所）、「助産所」が1か所あります。また、周産期に係る比較的高度な医療行為をすることができる機能を有する「地域周産期母子医療センター」が1か所、周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場（施設を含む）で、療養・療育できるよう支援する機能を有する「療養・療育支援医療機関」は17か所（うち南砺市6か所）、「訪問看護ステーション」は5か所（うち南砺市1か所）、「重症心身障害^{※12}者施設」は1か所（南砺市）あります。

■ 砺波医療圏の周産期医療機関の設置状況（令和3年4月1日現在）

単位：か所

周産期医療機関	砺波医療圏域	南砺市		
		南砺市	砺波市	小矢部市
正常分娩	2	0	2	0
正常分娩連携医療機関	3	1	1	1
助産所	1	0	1	0
地域周産期母子医療センター	1	0	1	0
療養・療育支援医療機関	17	6	6	5
訪問看護ステーション	5	1	3	1
重症心身障害者施設	1	1	0	0

資料：富山県

※12 重症心身障害：重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態。

2 保健・医療サービスの現状

(1) 保健・医療サービスの種類ごとの量、利用の状況

① 保健事業の状況

健康教育は増加傾向で推移していましたが、令和2年度では293人と、大きく減少しています。

また、健康相談は平成30年度に大幅に増加しています。

■ 健康増進事業^{※13}の推移

単位：人

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
健康手帳の交付	367	180	184	-	-	-
健康教育	859	726	857	971	293	△ 566
健康相談	28	37	324	292	228	200
訪問指導	198	227	354	286	237	39

資料：健康課

※健康手帳について、令和元年度より積極的な交付を取りやめた。

特定健康診査受診率は横ばいで推移していましたが、令和2年度では56.9%と、減少しています。

一方、特定保健指導実施率は増加傾向で推移しており、令和2年度では8割を超えています。

■ 特定健診・特定保健指導事業^{※14}の推移

単位：人・%

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
特定健康診査 受診者数	5,515	5,399	5,212	5,104	4,646	△ 869
特定健康診査受診率	62.5	62.9	62.5	62.9	56.9	△ 5.6
特定保健指導 実施者数	454	503	521	497	507	53
特定保健指導実施率	63.1	67.3	70.6	70.2	83.5	20.4

資料：健康課

※13 健康増進事業：健康増進法第17条第1項および第19条の2に基づく事業で、市町村が住民の生活習慣病の予防や健康の増進・健康管理に資するために、相談、助言、指導を行うもの。

※14 特定健診・特定保健指導事業：特定健診とは、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づく事業で、国保加入者の40歳から74歳までの人に対し、保険者が毎年度計画的にメタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査を行うもの。特定保健指導とは、保険者が「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者」に対し、生活習慣の改善を支援するもの。

過去5年間に於いて、令和2年度のがん検診受診率はいずれも最も低い数値となっています。

■ がん検診受診率の推移

単位：%

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
胃がん検診受診率	19.2	18.9	18.8	19.5	16.3	△ 2.9
大腸がん検診受診率	34.0	33.8	31.5	32.3	30.4	△ 3.6
肺がん検診受診率	52.5	51.7	51.6	51.4	32.3	△ 20.2
乳がん検診受診率	35.7	35.6	36.5	37.3	34.9	△ 0.8
子宮がん検診受診率	33.7	33.0	33.9	34.8	31.8	△ 1.9

資料：健康課

② 自立支援医療費（育成医療^{※15}）の給付

育成医療支給認定者数は減少傾向で推移しています。

■ 育成医療の給付状況

単位：人・千円

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
育成医療支給 認定者数	16	18	13	13	10	△ 6
自立支援医療費 （育成医療）支給額	1,267	1,499	1,015	1,193	1,244	△ 23

資料：福祉課

③ 自立支援医療費（更生医療^{※16}）の給付

更生医療支給認定者数は減少傾向で推移しています。

■ 更生医療の給付状況

単位：人・千円

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
更生医療支給 認定者数	70	59	57	59	49	△ 21
自立支援医療費 （更生医療）支給額	4,903	5,024	5,251	4,838	5,119	216

資料：福祉課

※15 育成医療：児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、支給を行うもの。

※16 更生医療：身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、支給を行うもの。

④ 療養介護^{※17}の給付

療養介護給付者数は減少傾向で推移しています。

■ 療養介護の給付状況

単位：人・千円

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
療養介護給付者数	24	23	22	21	21	△ 3
療養介護給付費 支給額	71,121	69,882	69,611	68,374	66,803	△ 4,318
療養介護医療費 支給額	21,269	20,354	20,745	20,015	19,886	△ 1,383

資料：福祉課

⑤ 重度心身障がい者等の医療費助成^{※18}

重度医療は、令和2年10月より対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加する制度改正がありました。受給者数については減少傾向で推移しています。また、軽度医療受給者数、一部還付受給者数においても減少傾向で推移しています。

■ 重度心身障がい者等の医療費助成状況

単位：人・千円

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	平成28年度 に対する増減
重度医療受給者数	335	317	321	317	324	△ 11
重度医療助成額	48,646	45,346	48,976	48,533	45,739	△ 2,907
軽度医療受給者数	87	83	75	62	57	△ 30
軽度医療助成額	3,751	3,594	3,672	3,011	1,668	△ 2,083
一部還付受給者数	1,275	1,249	1,216	1,196	1,170	△ 105
一部還付助成額	72,910	75,886	77,757	78,429	77,202	4,292

資料：福祉課

※17 療養介護：医療を必要とするとともに常時介護を必要とすると認められた障がい者に対し、病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理下における介護、及び日常生活上の世話をを行うもの。

※18 重度心身障がい者等の医療費助成：重度心身障がい者等の健康維持や経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担金または一部負担金の助成を行うもの。

3 施策の実施状況

(1) 施策の進捗評価

第2期計画は、7つの基本施策、と31の主な施策、99の施策により構成され、より推進できている11施策（11.1%）、推進できている75施策（75.8%）、停滞している11施策（11.1%）、未実施となった2施策（2.0%）という進捗評価となりました。

停滞している施策は、「共生社会の実現」中の「ワークショップや交流会の開催」・「雇用の場における人権の擁護」、「福祉サービス等の充実」の中の「グループホームの整備」・「障がい者スポーツ振興のための取り組み」・「セラピー用アザラシ型ロボットの利用促進」、「生活環境の整備」の中の「移動支援ボランティアの周知」・「避難行動要支援者登録と支援体制の推進」・「公共施設の防災安全度の向上」、「教育・療育支援の充実」の中の「日中一時支援事業の充実」、「雇用・就労の促進」の中の「就労移行支援の充実」、「相互理解の促進」の中の「コミュニケーションツールの充実」の11施策でした。

未実施となった施策は、「福祉サービス等の充実」の中の「介護ロボットの導入促進」・「AI（人工知能）の活用による介護支援の推進」の2施策でした。

■ 第2期南砺市障がい者計画施策進行管理集計表

	合計	A より推進 できている	B 推進 できている	C 停滞 している	D 事業 未実施
全 体	99	11	75	11	2
1 共生社会の実現	16	4	10	2	0
地域包括ケアシステムの構築	2	2	0	0	0
啓発・広報活動の推進	3	1	2	0	0
障がい者理解の促進	3	0	2	1	0
障がいを理由とする差別解消の推進	3	0	2	1	0
権利擁護の推進	3	1	2	0	0
ボランティア活動の推進	2	0	2	0	0
2 福祉サービス等の充実	23	2	16	3	2
ニーズに対応した生活支援体制の整備	4	1	3	0	0
在宅サービス等の充実	5	0	5	0	0
施設サービスの再構築	4	1	2	1	0
スポーツ・文化芸術活動の振興	4	0	3	1	0
福祉用具の普及促進と利用支援	2	0	2	0	0
サービスの質の向上	1	0	1	0	0
福祉ロボット等の活用	3	0	0	1	2
3 生活環境の整備	16	5	8	3	0
インクルーシブデザインの導入	2	1	1	0	0
住宅・建築物のバリアフリー化	2	0	2	0	0
公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	2	0	2	0	0
安全な移動手段の確保	2	1	0	1	0
防災・減災対策の促進	6	2	2	2	0
防犯体制の充実	2	1	1	0	0

	合計	A より推進 できている	B 推進 できている	C 停滞 している	D 事業 未実施
4 教育・療育支援の充実	15	0	14	1	0
相談支援・療育体制の整備	7	0	6	1	0
就学時前の保育・教育の充実	3	0	3	0	0
特別支援教育の充実	2	0	2	0	0
教育環境の充実	3	0	3	0	0
5 雇用・就労の促進	8	0	7	1	0
経済的自立の支援	5	0	4	1	0
雇用環境の整備	3	0	3	0	0
6 保健・医療の充実	9	0	9	0	0
障がいの原因となる疾病等の予防	4	0	4	0	0
医療給付等の充実及び医療受診への支援	3	0	3	0	0
精神保健・福祉施策の推進	2	0	2	0	0
7 相互理解の促進	12	0	11	1	0
情報バリアフリー化の推進	4	0	4	0	0
情報提供の充実	3	0	3	0	0
コミュニケーション支援体制の充実	5	0	4	1	0

(2) 数値目標・指標の結果

全体の指標38のうち、最終の数値目標を達成した指標は8（21.1%）であり、指標は改善したが目標を達しなかった指標は11（28.9%）、指標が改善していないは19（50.0%）でした。

① 共生社会の実現

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
障がい者理解の促進	1. 障害者理解促進研修・啓発事業の参加人数	70人	36人	×
障がいを理由とする差別解消の推進	2. 不当な差別的取り扱いや嫌な思いをしたことがない人	60.0%	52.2%	×
権利擁護の推進	3. 成年後見制度の名前も内容も知っている人	50.0%	16.0%	×
ボランティア活動の推進	4. ボランティア活動に参加している市民の割合	52.3%	38.5%	×
	5. ボランティアセンター登録団体数	185団体	163団体	×
	6. 障がい者一人当たりの障がい者支援サポーター数	0.11人	0.09人	△

※○…最終目標を達成、△…目標未達成・指標改善、×…指標が改善していない

② 福祉サービス等の充実

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
ニーズに対応した生活 支援体制の構築	7. 悩み事の相談相手として、相談支 援事業所等の相談窓口または行政 機関の相談窓口を選ぶ人の割合	30.0%	11.60%	△
在宅サービス等の充実	8. グループホーム等利用者数	65人	67人	○
スポーツ・文化芸術活 動の振興	9. 福光美術館 常設展・企画展の障 がい者閲覧者数	1,000人	457人	×
	10. 南砺市文化芸術振興実施計画にお ける事業への障がい者参加人数	10人	0人	×
サービスの質の向上	11. 障がい者団体とのワークショップ 等開催数	各団体 年1回以上	1回	△

③ 生活環境の整備

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
住宅・建築物のバリア フリー化	12. 市営住宅全管理戸数に対するバ リアフリー戸数の割合	9.45%	7.58%	△
公共交通機関、歩行空 間等のバリアフリー化	13. 公共交通機関を使いやすいと感じ る市民の割合	40.0%	24.3%	×
安全な移動手段の確保	14. 送迎サービス事業運転ボランティ ア数	25人	16人	×
防災・減災対策の促進	15. ため池ハザードマップの整備率	100.0%	100.0%	○
	16. 自主防災組織が実施した訓練回数	37回	57回	○
	17. 避難行動要支援者一人に対する市 民支援者数	0.87人	0.64人	×
	18. 防災計画で避難できる機能の整っ た施設割合	83.0%	83.6%	○
	19. 福祉避難所の協定数	10か所	10か所	○
防犯体制の充実	20. クーリング・オフの制度を知って いる市民の割合	86.0%	84.6%	△

④ 教育・療育支援の充実

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
相談支援・療育体制の 整備	21. 適応指導教室運営研修の開催数	3回	5回	○
教育環境の充実	22. 学校施設大規模・長寿命化改修実 施校数	4/4校	4/4校	○
	23. 電子黒板や実物投影機を配備した 小中学校の教室の数	160/160室	133/160室	△

⑤ 雇用・就労の促進

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
経済的自立の支援	24. 福祉施設を退所し一般就労した人数	15人/年	3人/年	×
	25. 就労移行支援事業の利用者数	3人/月	2人/月	×
雇用環境の整備	26. 南砺市職員の障がい者の法定雇用率の達成率	100.0%	57.3%	×

⑥ 保健・医療の充実

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
障がいの原因となる疾病等の予防	27. 心身ともに健康だと感じている市民の割合	55.0%	51.0%	△
	28. 特定健診における受診率	64.0%	56.9%	×
	29. 特定保健指導実施率	66.7%以上	83.5%	○
	30. 生活習慣病に関する健康教育件数	59回以上 1,041人以上	15回 293人	×
	31. 乳幼児健康診査受診率(3か月児)	100.0%	98.9%	△
	32. 乳幼児健康診査受診率(1歳6か月児)	100.0%	99.0%	×
	33. 乳幼児健康診査受診率(3歳6か月児)	100.0%	99.4%	△
	34. 医療を受ける上で困っていない人の割合	100.0%	64.1%	△

※28、29の実績(令和2年度)は、速報値になります。

⑦ 相互理解の促進

施策内容	指標名	第2期計画 目標値	実績 (令和2年度)	達成 状況
情報バリアフリー化の推進	35. パソコン教室の受講者数	25人	0人	×
コミュニケーション支援体制の充実	36. 手話通訳者等利用件数	70件	67件	△
	37. 南砺市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	7回	2回	×
	38. 手話奉仕員養成講習会の受講者数	15人	0人	×

4 課題の整理

統計データやアンケート調査結果等からみた南砺市における障がい者福祉の課題は次のとおりです。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、各種事業の人数の制限や中止等による影響があります。

課題1 障がいに対する理解の促進

障がい者の権利擁護や差別の解消は、障害者差別解消法が平成28年に施行されるなど、制度面の取り組みは進められてきましたが、アンケート調査結果をみると、知的障がい・精神障がいのおよそ半数は、障がいがあることで不当な差別的扱いや嫌な思いをすることが「(少し) ある」と回答しています。また、ヒアリング結果においても、障がいに対する周囲の理解が進んでいないなどの指摘がありました。

そのため、障がいのある人とない人との相互理解を進めることや障がいの理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

課題2 相談支援体制の充実

令和2年に相談支援業務の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを砺波圏域に設置し、専門的な相談支援体制に努めていますが、アンケート調査結果をみると、悩みや困りごとの相談相手は、「家族や親戚」の割合が高く、「相談支援事業所等」や「行政機関」の相談窓口の割合は低い状況となっています。また、ヒアリング結果においては、相談に対してどの専門職へ相談したらよいか、つなぎ先が理解されていないなどの指摘がありました。

そのため、相談支援事業所等の周知啓発に努めるとともに、必要とする情報をわかりやすく情報提供を行うなど障がいのある人に寄り添う相談支援体制を充実する必要があります。

課題3 就労支援体制の整備

令和2年度におけるハローワーク砺波管内の障がい者の雇用者数及び雇用率は増加しています。アンケート調査結果をみると、収入を得る仕事を「したい」と回答した割合が高くなっています。また、障がい者の就労支援に向けて必要なことは、「職場に障がいの理解があること」の割合が高く、ヒアリング結果においても同様の結果となっています。

そのため、民間事業者等における障がい者の就労を支援するための情報提供を行うとともに、就労するにあたって支援者の確保や通勤手段の確保等の包括的な就労支援体制を整備する必要があります。

課題4 移動手段の確保

障がい者の社会参加を促進するためには、外出時における移動手段の確保が求められます。アンケート結果をみると、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない」と回答した割合が高く、ヒアリング調査においても同様の結果となっています。

そのため、障がいのある人にとって利用しやすい交通ニーズの把握に努め、支援方法を検討する必要があります。

課題5 障害福祉サービスの充実

住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者が必要なときに必要な支援を受けることができるよう、障害福祉サービスを充実することが求められます。

南砺市では、令和2年度に砺波圏域に地域生活支援拠点を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりに努めてきました。

しかしながら、不足する機能や残る課題もあることから、運用に向けた検証や検討を進める必要があります。

課題6 災害対策の推進

近年、大規模な災害などが発生しており、障がい者の生活環境に脅威を与えています。アンケート結果をみると、知的障がいのおよそ半数は、緊急時に一人で避難が「できない」と回答しています。また、災害時の困りごととして、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」などの内容が上位となっています。

そのため、障がい者が災害時に安全・安心に避難ができるよう体制整備を図る必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

南砺市では、第2次南砺市総合計画において、市の将来像「誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ」を目指して、様々な施策を推進しています。

次に、障がい者施策においては、「多様な幸せを実感できるまち」を目標とし、障がい者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して働き、生きがいをもって活動していくための環境づくりを進めています。

南砺市障がい者計画においては、この「多様な幸せを実感できるまち」を基本理念とし、南砺市在住のすべての障がい者が、地域に愛着をもち、障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、幸福感が得られる共生社会の実現を目指します。

【基本理念】

多様な幸せを実感できるまち

2 基本目標

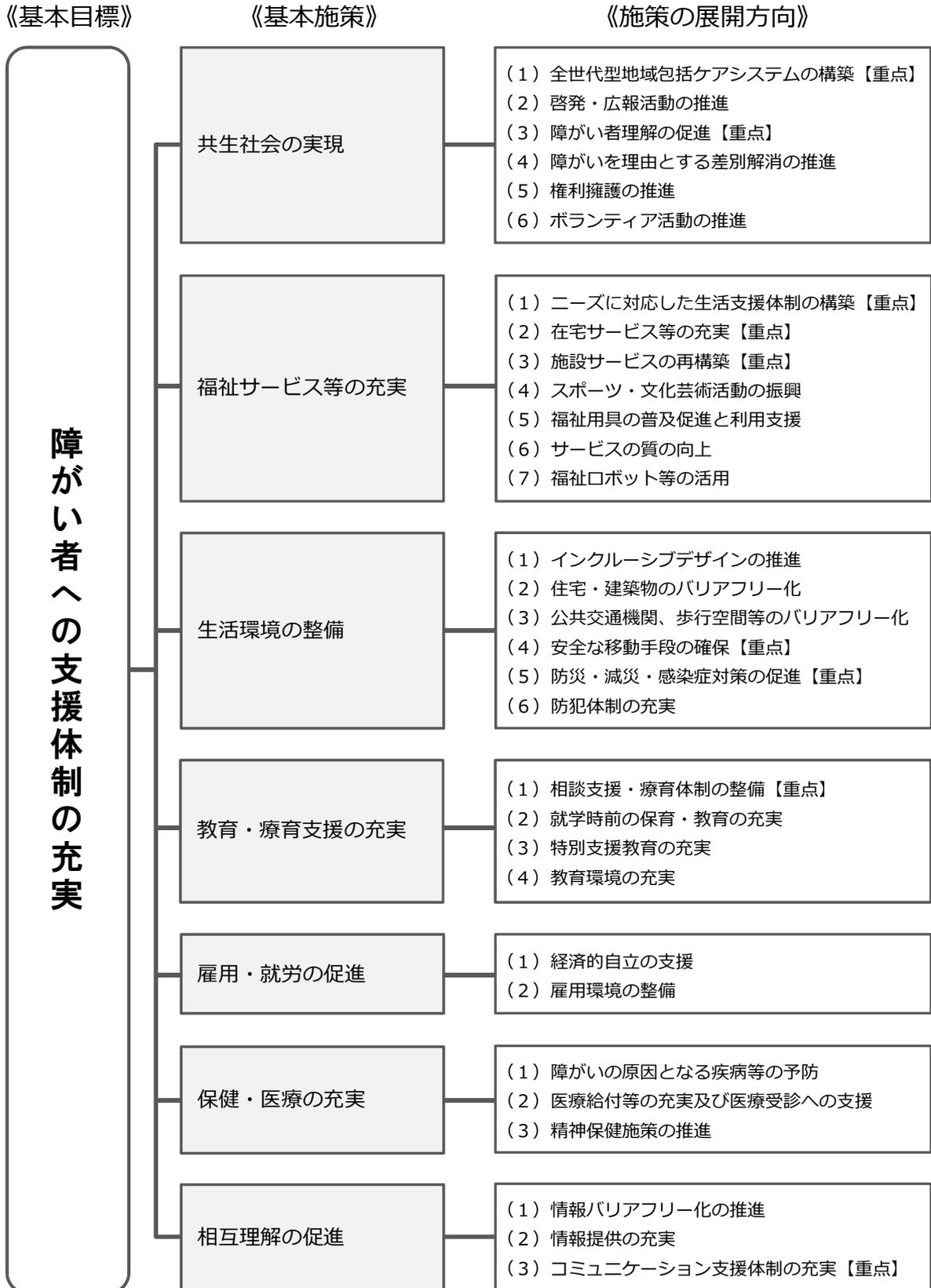
基本理念の実現に向け、次のような基本目標に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

障がい者への支援体制の充実

すべての人が、互いに支え合い、地域で生きがいを持って心豊かに暮らしていける社会づくりを進めます。障がい者が、自立した生活を送ることができるよう支援体制の充実に取り組みます。

3 施策体系

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために、7つの基本施策の展開を図っていきます。



第4章

施策の取り組み

第4章 施策の取り組み

基本施策Ⅰ 共生社会の実現

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人とない人が、お互いに、障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、市民の理解促進に努めるとともに、幅広い市民参加による啓発・広報活動を推進します。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターにおいて、「地域ケア個別会議」や「地域ケア推進会議」を通じて地域課題の解決を図っています。
啓発・広報活動の推進	障害者週間に広報誌掲載の他、障がい者の作品の展示や研修会を開催しています。 また、障がい者への理解を促進するため、「障がい者福祉のしおり」の配布及びホームページへの掲載をしています。
障がい者理解の促進	障がい者とのワークショップは開催しましたが、障がい者に対する理解を深めるための一般市民を含めたワークショップや交流会は、新型コロナウイルス感染症対策により開催できませんでした。
障がいを理由とする差別解消の推進	概ね年1回、職員に対して、障がい者についての理解を促進するための研修会を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により、開催できませんでした。 また、雇用の場における人権の擁護について、アンケート調査では、差別を受けたり嫌な思いをした内容で「就業先で障害について理解がない」が、21.6%と2番目に高くなっています。
権利擁護の推進	虐待は他課にまたがる通報があるため、時間外等の虐待通報時の対応について、被虐待者の確認事項及び各種担当課の連絡先を明確化したチェックシートを作成しています。 また、障害者相談員研修にて成年後見制度の講演会を行い、普及に努めています。平成31年4月に呉西地区成年後見センターが開設され、相談体制の強化や市民後見人 ^{※19} 養成講座の実施による養成が進んでいます。 アンケート調査では、「(成年後見制度の) 名前も内容も知っている人」が15.7% (前回調査は19.7%) と低いため、引き続き周知が必要です。
ボランティア活動の推進	車いすバスケット体験などの事業を実施し、地域に障がいに対する理解を深める機会をつくっていますが、ボランティアの高齢化や固定化がみられ、登録者数は年々減少傾向にあります。

※19 市民後見人：自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う市民。

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- コロナ禍により、ワークショップや交流会、研修会等の開催ができませんでした。

2 施策の展開方向

(1) 全世代型地域包括ケアシステムの構築

障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者等すべての市民が、何か困ったことがあるときに医療、看護、介護、リハビリテーション^{※20}、保健、福祉等の専門的な支援のみならず、地域全体で支え合うことができるよう、住みやすいまちづくりを進めます。

【主な施策】

施策	概要	担当課
地域包括ケアシステムの推進 【重点施策】	地域共生社会の実現と、属性・世代に関わらず地域の様々な相談を受け止める包括的な支援体制の構築を推進する「断らない相談支援チーム」を設置し、早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止める支援、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや地域住民同士の支えあいの支援等を行います。また、重層的支援体制整備事業 ^{※21} について関係機関等と検討を行い、支援体制の強化に努めます。	地域包括ケア課 健康課 福祉課 その他関係各課

(2) 啓発・広報活動の推進

共生社会の理念と障がいに関わる理解を深めるため、啓発と広報活動を促進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
南砺市広報誌への掲載	障がい者への理解を促進するため、定期的に「広報なんど」に、障がいに関する情報（成年後見制度 ^{※22} 、障害福祉サービス、障害者差別解消法等）を掲載します。二次元コードの活用にて、より充実した内容や障がい特性に配慮した情報の提供に努めます。	福祉課
障がい者福祉のしおりの配布	障がい者への理解を促進するため、障がい者及び関係機関に「障がい者福祉のしおり」を配布し、また、南砺市のホームページへも掲載します。作成にあたっては、音声コード ^{※23} やふりがなをつける等障がい特性に配慮します。	福祉課

※20 リハビリテーション：心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

※21 重層的支援体制整備事業：市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

※22 成年後見制度：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。

※23 音声コード：紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード。

施策	概要	担当課
「障害者週間」の周知	市民に広く障がいに関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するための「障害者週間（12月3日から12月9日までの1週間）」を市のホームページ、広報誌、ポスター等で周知します。	福祉課

（3）障がい者理解の促進

障がい者の理解を促進することにより、地域住民が、障がい者や子どもとともに学び合い、社会の構成員としての基礎をつくれるよう支援します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
学校教育における取り組み 【重点施策】	児童生徒の発達段階に応じて、社会科、生活科、総合的な学習の時間、道徳等において、福祉についての理解を深めるために、社会福祉協議会※24を通じて、当事者から障がいの特性に学べる「ふくし出前講座」等を活用し、平等な社会や人を思いやる子どもたちを育む教育の機会を提供します。	教育総務課
地域住民への取り組み	市民に対する普及啓発活動として、障害者理解促進研修・啓発事業や出前講座等を通して、障がい者に対する理解を深めます。 また、開催にあたっては、各地域づくり協議会（自治振興会）等を通して、市民参加を呼びかけます。	福祉課
ワークショップや交流会の開催	障がい者や、一般市民を含めたワークショップや交流会、調査票等により意見を収集し、本計画のニーズ調査の一部として施策の見直しの参考とします。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
障害者理解促進研修・啓発事業の参加人数	36人	60人	福祉課

※24 社会福祉協議会：社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体であり、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動等の地域福祉の向上に取り組んでいる。

(4) 障がいを理由とする差別解消の推進

平成28年に障害者差別解消法が施行され、障がい者への合理的配慮の提供が求められています。

南砺市・砺波市・小矢部市で構成する「砺波地域障害者自立支援協議会^{※25}」を、「砺波地域障害者差別解消支援協議会^{※26}」と位置づけ、障がい者差別に関する相談体制を整え、障がい者差別の解消に資する取り組みの周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発に努めます。

【主な施策】

施策	概要	担当課
南砺市職員への取り組み	市は、障害者差別解消法に基づき、「職員対応要領」を施行しています。対応要領に基づき、職員が障がい者についての理解を促進するための研修をオンラインミーティングツールやオンライン学習等を活用して行います。	福祉課
公共施設、公共サービス従事者等に対する取り組み	市民や障がい者団体からの意見聴取等を行うとともに、課題を把握し、改善に寄与します。また、必要に応じて、公共施設や公共サービスに関わる従事者へ研修を行う等、周知・啓発に努めます。	福祉課
雇用の場における人権の擁護	企業等による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮 ^{※27} の提供については、障害者差別解消法の一部を改正する法律（令和3年6月4日）により、現行の努力義務から義務へと改正されています。企業等において雇用差別等、障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、周知・啓発に努めます。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
不当な差別的取り扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合	52.2%	55.0%	福祉課 アンケート

※アンケート：本計画の意向調査アンケート結果より設定しています。（以降同様）

※25 自立支援協議会：障がい者の地域における自立生活を支援していくため、障がい者とその家族や関係機関、障害福祉サービス事業者等を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。

※26 差別解消支援協議会：障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこと目的とし、必要な情報を交換するとともに、障がい者からの相談等の事例を踏まえて、差別解消に向けた取り組みについて協議する場。

※27 合理的配慮：障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し、行使できるための必要かつ適切な変更・調整のこと。

(5) 権利擁護の推進

障がい者への虐待、権利侵害の防止や問題の早期発見・対応ができるよう、関係機関との連携を強化します。社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業※28の充実や成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成を図ります。

【主な施策】

施策	概要	担当課
虐待防止に関する意識啓発	障がい者虐待防止のさらなる推進のため、令和4年度より、介護や福祉事業所の運営基準において、従業者への研修実施、虐待防止委員会の設置及び虐待の防止等のための責任者の設置が義務化され、各事業所での虐待の早期発見と予防についての取り組みが強化されます。 市においても、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会にて、関係機関や団体等との相互の情報共有や連携を図ります。また、障害者虐待防止センター（福祉課窓口）による通報の受理、被虐待者の保護、虐待者への指導や助言等を行います。	福祉課
日常生活自立支援事業の充実	市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。	福祉課
成年後見制度の利用支援及び市民後見人等の養成支援	障がい者の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。また、障がい者の親亡き後にも、継続的・安定的に支援が得られるよう関係機関と連携し、成年後見制度の活用に取り組みます。 呉西地区成年後見センターが実施する市民後見人養成講座を周知し、市民後見人バンクの登録に取り組みます。また、身寄りのない障がい者に対し、市長による成年後見開始の審判の申立て、申立てに係る費用の助成、成年後見人等への報酬に係る支援を適切に実施します。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合	16.0%	20.0%	福祉課 アンケート

※28 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい、精神障がい等によって日常生活上の判断が十分にできない人が地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を援助する事業。

(6) ボランティア活動の推進

障がい者の多様なニーズに対応できるよう、地域におけるきめ細やかな支援体制を整備するとともに、地域住民による多様な福祉活動やボランティア活動が必要です。社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携しながら、ボランティア等による福祉ネットワークの活動を促進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
学校におけるボランティア教育に対する取り組み	小・中・義務教育学校を通じて、ボランティア活動等の社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を促進します。	教育総務課
地域福祉等ボランティア活動に対する取り組み	地域において福祉活動をしたい人が、いつでも、どこでも、誰でも、気軽に、楽しくボランティア活動に参加できるような枠組みづくりを促進します。 ボランティアが安心して活動ができるよう、相談しやすい環境づくりや情報提供、ボランティアとボランティアを必要とする人をつなげるなど支援の充実を図ります。市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおける、ボランティアの普及や活動を支援します。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
ボランティア活動に参加している市民の割合	38.5%	50.0%	福祉課
障がい者一人あたりの障がい者支援サポーター数	0.09人	0.10人	福祉課

基本施策Ⅱ 福祉サービス等の充実

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障がい者が必要とする日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
ニーズに対応した生活支援体制の構築	圏域の相談支援業務の中核的な役割を担う基幹相談支援センター ^{※29} を令和2年5月に3市にて共同設置し、各専門部会及び委員会の機能分担体制の改善を図っています。 アンケート調査では、悩み事の相談相手として、相談支援事業所等の相談窓口または行政機関の相談窓口を選ぶ人の割合は、11.6%と低いため、相談しやすい窓口の環境整備や周知が必要です。
在宅サービス等の充実	居宅介護は概ね横ばい、短期入所は新型コロナウイルス感染症のため利用が減少しています。アンケート結果から、一定以上の利用希望があるため継続して支援ができるよう努める必要があります。 令和2年10月に高齢障がい者に対応したグループホームを圏域に開設しましたが、既存のグループホームは満床であることが多く、さらなる居住基盤の整備が必要です。また、平成30年度から精神障害者退院支援事業を施行し、医療保護入院者の地域生活への移行を支援する体制の充実に取り組んでいます。
施設サービスの再構築	令和2年度末に地域生活支援拠点等を砺波圏域に整備し、障がい者に対して様々な支援を切れ目なく提供できるよう努めています。不足する機能や残る課題があるため、引き続き運用に向けた検証、検討が必要です。
スポーツ・文化芸術活動の振興	当事者団体等によるスポーツ・レクリエーション等の活動を支援していますが、会員の高齢化や新規加入者の減少、新型コロナウイルス感染症対策により、参加者の減少や活動の中止がありました。 市美術館では、障がい者アート展を企画し大きな反響を得るなど、障がい者にも広く芸術を楽しんでもらう取り組みを行っています。
福祉用具の普及促進と利用支援	関係機関との支援会議等に参加し、身体状況・生活環境を鑑みて福祉用具の情報提供を行っています。
サービスの質の向上	障がい者団体への出前講座や研修会において、意見交換を行い、ニーズの確認や福祉制度等の情報提供を行っています。
福祉ロボット等の活用	介護ロボットの展示会等の情報を提供できませんでした。また、平成29年度にセラピー用ロボットを障害者支援施設へ貸与しましたが、ロボットの取り扱い方等により、継続が困難となりました。 新たに、業務効率化のためのICT活用を進めることが介助者の負担軽減の推進につながると考えます。

※29 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- 短期入所はコロナ禍により利用が減少していますが、一定の利用希望があることから、継続して支援できるよう努める必要があります。

2 施策の展開方向

(1) ニーズに対応した生活支援体制の構築

障がい者が自分の希望に応じて、複数の障害福祉サービス等を組み合わせて利用できるよう支援します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
相談支援体制の整備 【重点施策】	基幹相談支援センターを中核とした総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能のさらなる強化・充実に向けた体制の強化、相談窓口の周知に努めます。 また、地域包括ケアセンター内に「断らない相談支援チーム」を設置し、支援を行います。	福祉課
砺波地域障害者自立支援協議会の機能強化	砺波地域障害者自立支援協議会では、専門部会及び委員会、連絡会において、地域の障がい者等の支援に関する地域課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な支援体制の充実・強化を図ります。	福祉課
障がい当事者への支援	障がい者同士の交流・情報交換の機会を提供するとともに、同じ障がいをもつ仲間による相談活動（ピアカウンセリング）を促進し、自立生活への意欲増進及びお互いの悩みを共有・共感できる仲間をもつことで精神面の安心につながるよう支援します。	福祉課
障がい者団体への支援	障がい者福祉の向上を目的として、レクリエーション活動等を通して、障がい者同士の交流及び社会参加の促進に取り組む団体を支援します。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
悩み事の相談相手として、相談支援事業所等の相談窓口または行政機関の相談窓口を選ぶ人の割合	11.6%	15.0%	福祉課 アンケート

(2) 在宅サービス等の充実

南砺市障がい福祉計画と連携し、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域におけるサービス基盤を点検・整備します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
在宅サービスの充実	障がい者の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減を図るため、障がい特性・家庭環境に応じた居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所等の適切なサービスの提供に努めます。	福祉課
住宅の確保	施設入所者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行することができるよう、地域における居住基盤の整備に努めるとともに、障がい者及び家族の希望に応じた入居支援を実施します。	福祉課
自立及び社会参加の促進	障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、日中活動サービスを充実します。障がい者の外出支援を行う同行援護、行動援護、移動支援事業の周知及び利用を促進します。	福祉課
精神障がい者施策の充実 【重点施策】	精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築として、令和2年度より「砺波圏域障害者基幹相談センター」に福祉を起点とした基盤整備の検討の場が設置されました。 既存の、厚生センターを中心とする保健・医療を起点とする協議の場との連携により、地域資源の活用や精神障がい者及び家族のニーズに対応した障害福祉サービス等の利用を促進します。 また、市独自の事業として、医療保護入院者の地域生活への移行を支援する「精神障害者退院支援事業」を継続して実施します。	福祉課
各種障がいへの対応	障害福祉サービス利用時には、利用者一人ひとりのサービス等利用計画を作成し、障がい者及び家族が抱える課題の解決や適切なサービスの提供に努めます。障がい者の高齢化に対応するため、早期から関係機関と連携し、障害福祉サービスから介護保険制度への円滑な移行を支援します。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
グループホーム等利用者数	67人	73人	福祉課 障がい福祉計画

※障がい福祉計画：第6期南砺市障がい福祉計画の令和5年度目標を記載しています。当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。(以降同様)

(3) 施設サービスの再構築

国では、施設等から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を地域に開放する「地域化」を進めることが検討されています。

このため、グループホーム^{※30}を計画的に整備する等、障がい者の地域移行を促進する一方、障がい者が利用する施設については、地域の重要な資源として積極的にその活用を図ります。

【主な施策】

施策	概要	担当課
施設等から地域生活への移行の推進	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の関係機関の連絡会等への参加により、提供体制の強化を行い、障がい者の地域生活への移行を図るとともに、障がい者が地域に必要な支援を受けながら自分らしく生活できるよう支援します。	福祉課
グループホームの整備	障がい者が住み慣れた地域で生活することを選択できるように、新規グループホームの設置を支援します。	福祉課
施設機能の充実 【重点施策】	施設入所支援の利用見込量を把握し、真に施設入所支援を必要とする障がい者が適切に支援を受けることができるように努めます。 入所者の生活の質の向上を図るとともに、介護者の負担軽減を目的とするレスパイト ^{※31} 受け入れ先としての施設機能を備え、また、感染症等発生時にも業務が継続できるよう県の助言を受けながら支援します。	福祉課
地域生活支援拠点等の整備 【重点施策】	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域支援を推進する観点から、南砺市・砺波市・小矢部市、既存の施設や事業所及び病院などが連携し、機能を分担して支援をする体制を、圏域で面的に整備しました。 今後は、拠点等機能の充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を行います。	福祉課

(4) スポーツ・文化芸術活動の振興

障がい者の社会参加を進め、共生社会を実現していくうえで、スポーツへの参加や文化芸術活動への取り組みは重要と考えます。

※30 グループホーム：病気や障がい等で生活に困難を抱える人が、専門スタッフの援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住宅のこと。

※31 レスパイト：介護から離れられずにいる家族を介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させる休息のこと。

【主な施策】

施策	概要	担当課
スポーツ指導者の養成	障がい者スポーツについて適切な指導・助言ができる専門的知識を備えた障がい者スポーツ指導員及び審判員の確保と指導力の向上のため、指導員養成講習会の周知を図ります。	福祉課
障がい者スポーツ振興のための取り組み	関係団体と連携し、障がい者が気軽にスポーツに取り組めるよう各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しむことができる機会の充実に努め、相互理解と交流を促進します。	福祉課
芸術鑑賞への支援	市美術館の常設展・企画展等について市内外の障害者支援施設への広報を積極的に行い、身近な地域で芸術に親しんでもらう機会の充実に努めます。	文化・世界遺産課
文化芸術活動への支援	関係団体と連携し、障がい者の文化芸術活動への取り組みを支援するとともに、文化芸術活動への障がい者の参加を促進します。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
福光美術館 常設展・企画展の障がい者閲覧者数	457人	1,000人	文化・世界遺産課

(5) 福祉用具の普及促進と利用支援

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることを促進するとともに、介護者の負担軽減を図るため、補装具費の支給及び日常生活用具の給付により、福祉用具の購入（修理）に要した費用の一部を助成します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
福祉用具の情報提供	福祉用具に関する情報や制度の変更内容について、市の広報誌やホームページに掲載する等、より一層の周知普及に努めます。	福祉課
福祉用具の利用促進	福祉用具を必要とする障がい者に対して、医療機関や相談支援事業所等関係機関と連携し、障がい者の身体状況・生活環境に最適な福祉用具の給付を行います。	福祉課

(6) サービスの質の向上

障がい者及び家族の意見等を把握するとともに、障害福祉サービス事業所や障害福祉サービス提供者等との意見調整を行い、障害福祉サービスの向上を図ります。

【主な施策】

施策	概要	担当課
障がい者団体及び事業者等との懇談会	障がい者団体等との意見交換会の開催や、調査票により福祉ニーズの多様化への把握に努めます。また、砺波自立支援協議会の事業所連絡会にて、サービス提供に関する活動内容や地域課題を共有し、障害福祉サービスの向上を図ります。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する場の実施回数	0回	2回	福祉課 障がい福祉計画

(7) 福祉ロボット等の活用

介助者の高齢化や福祉施設の人材不足を補うため、介護ロボットの導入促進、アザラシ型ロボットの利用促進、ICT（情報通信技術）活用による業務効率化を図り、介助者の負担軽減となるよう働きかけます。

【主な施策】

施策	概要	担当課
介護ロボットの導入促進	施設における介護従事者の介護負担の軽減を図るため、国の事業と連携し「ロボット介護機能開発導入促進事業」において採択された介護ロボットの情報の収集を行い、紹介に努めます。	福祉課
セラピー用アザラシ型ロボットの利用促進	市内の事業者が製造し、国内外で利用されているアザラシ型ロボットのさらなる普及を図るため、障害者支援施設等での展示や障がい者への貸与（調査モニター）による体験を通して利用を促進します。	福祉課
障害福祉サービス事業所の業務効率化のためのICT活用（新規）	障害福祉サービス事業所の職員の業務効率化、感染症予防及びまん延防止の観点から、オンラインミーティングツール等を利用した相談支援や研修会、会議を取り入れます。	福祉課

基本施策Ⅲ 生活環境の整備

障がいのある人もない人も、快適で生活しやすいインクルーシブデザイン^{※32}に配慮した生活環境の整備を推進するため、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、災害等から、障がいのある人もない人もすべての人の生命・財産を守る体制を充実します。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
インクルーシブデザインの導入	平成29年度に富山福祉短期大学によるコンソーシアム事業として、官学連携によるインクルーシブデザインの研究を行い、相倉集落の観光マップ（案）を作成しました。また、統合庁舎の改修には、障がい者団体からの意見を取り入れました。
住宅・建築物のバリアフリー化	市営住宅の建て替えがないため、シルバーハウジングの整備はありませんが、順次浴室の改修工事を実施しており、浴室内の段差解消・手すり設置を行っています。
公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	城端駅前周辺において、駅前ロータリーやバス待合所、駅前駐車場等の整備を実施し、その中で歩道部分の段差解消を行いました。市営バスは、ノンステップ以外のマイクロバス等車両は全て補助ステップや手すりを取り付け、利用しやすいの向上に努めています。
安全な移動手段の確保	福祉タクシー助成券の交付対象者に療育手帳A及び精神手帳1級所持者を追加し、障がい者の福祉の向上に努めています。また、対象者で前年度交付した人については、郵送により助成券を送付し、手続きの簡素化に努めています。 市社会福祉協議会が実施する送迎サービスの利用者は現在5人と少なく年々減っています。また、運転ボランティアも高齢化に伴い、令和3年の登録者は12名と年々減っており、新規のボランティアも見つからないため、来年より行わない方向です。
防災・減災対策の促進	市総合防災訓練の避難所の開設訓練や福祉避難所への誘導等訓練に障がい者も参加し、障がいのある人もない人も共に体験しました。アンケート調査では、市に望むこと上位に「災害時における障がい者への対応」が挙げられています。また、防災アプリサービスの普及・啓発に努めるとともに、各種ハザードマップの配布や市ホームページへの掲載を行い、市民の防災意識向上を図っています。
防犯体制の充実	消費者保護に関する意見交換会や出前講座の開催等により、各種啓発、消費生活相談窓口の普及に努めています。また、地域の見守り活動の浸透により、令和2年におけるケアネットや日常生活支援事業の利用者は88人（平成28年の利用者は84人）と増加しています。

※32 インクルーシブデザイン：高齢者、障がい者、外国人等、従来デザインプロセスから除外されてきた多様な人々を、デザインプロセスの設計や開発の初期段階から積極的に巻き込み、対話や観察から得た気づきをもとに、一般的に手に入れやすく、使いやすいものを新しく生み出すデザイン手法。

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- 運転ボランティアによる送迎サービスは、登録者が高齢化に伴い減少していることから、高齢者や障がい者の外出支援について協議していく必要があります。

2 施策の展開方向

(1) インクルーシブデザインの推進

障がいのある人もない人も、日常生活の中で疎外感を抱くことがない包括的な環境で生活できるよう推進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
インクルーシブデザインを踏まえた公共施設等の整備促進（新規）	富山県福祉条例の施設整備マニュアルに基づいた公共施設等の設置や改修を行うとともに、障がい者の意見（インクルーシブデザイン）を踏まえた整備を促進します。また、「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」への理解を促進し、協力駐車区画の普及に努めます。	福祉課
ワークショップによるインクルーシブデザインの導入	障がい者や一般市民を含めたワークショップを開催し、インクルーシブデザインに関する具体的な事例や活用方法等を検討し、公共施設等の整備を推進します。	福祉課

(2) 住宅・建築物のバリアフリー化

障がい者が、生涯を通じて安定とゆとりある住生活を確保できるよう、住宅や建築物のバリアフリー化を推進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
居住住宅の改修	重度障がい者の住宅について、その障がいに適応するよう、また、介護者の負担を軽減するために必要な住宅改修に要する費用の一部を補助し、経済的負担軽減を図ります。	福祉課
市営住宅のバリアフリー化	市営住宅において、シルバーハウジング（段差解消・手すり設置等）の整備を促進します。	建設維持課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
市営住宅全管理戸数に対するバリアフリー戸数の割合	7.58%	9.31%	建設維持課

(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化

障がいのある人もない人も、より快適に安心して公共交通機関を利用できるよう国や県、交通事業者との連携により、公共交通機関、駅やバス停周辺のバリアフリー化を推進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
駅やバス停周辺の整備	市が管理する駅前広場や駐輪場、道路において段差の解消や誘導ブロック等安全に安心して移動できるバリアフリー化を改修に併せて推進します。	建設維持課 建設整備課
市営バスの利便性向上	冬期間に積雪があることから、市営バスは四輪駆動のマイクロバスやワゴン車を採用する必要がありますが、車両更新にあたっては、限られる車種の中で可能な限り低床の車両を導入するとともに、低床でない車両については全て補助ステップを設けます。 また、バス停以外の場所でもバスを降りることができる自由降車や、予約に応じて該当のバス停等間を運行するデマンド方式を検討し、バス停の徒歩圏にお住まいでない障がい者等も利用しやすいバス運行を目指します。	政策推進課

◆成果指標

指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	備考
市営バスの低床車両への更新、または補助ステップ設置	100.0%	100.0%	政策推進課

(4) 安全な移動手段の確保

障害者総合支援法に基づく事業（同行援護・行動援護・移動支援）の対象外となる外出困難な障がい者に、必要により移動等の支援を行います。

【主な施策】

施策	概要	担当課
福祉タクシー助成券の交付	重度身体障がい者の生活行動範囲を広げ、積極的な社会活動への参加を促進するために助成券を交付します。事業の実施において、外出困難な知的障がい者や精神障がい者を含めた対象者の拡大及び助成の方法等について検討します。	福祉課
交通手段の充実〈新規〉 【重点施策】	親の高齢化等により、交通手段の確保ができない障がい者の実態調査を実施し、現状の把握、先進事例の調査研究に取り組み、就労支援施設、一般企業及び民間交通事業者等関係機関や市の関係各課と協議します。	福祉課

◆成果指標

指 標	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和8年度)	備 考
福祉タクシー助成券の交付率	43.9%	60.0%	福祉課

(5) 防災・減災・感染症対策の促進

地震や台風、集中豪雨等による風水害及び土砂災害等に対する事前の防災・減災対策を促進するとともに、公共施設の耐震化等による安全性の向上や災害時の避難先等の防災性の向上を努めます。

また、感染拡大防止の観点から、「新しい生活様式」の実践やクラスター^{※33}発生時等緊急時の支援体制の強化を図ります。

【主な施策】

施 策	概 要	担当課
災害派遣福祉チーム(DWAT)の設立 (新規)	災害時に福祉専門職による災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣して、障がい者や高齢者などの被災者に福祉的支援活動を行います。県では、富山DWATが令和3年1月に発足し、広域の支援ネットワークが構築されました。市においても、避難生活による生活機能の低下などの二次被害の可能性をできる限り早期に防ぐことを目的に、DWATの設立を目指します。そのため、富山DWATと連携を図り、市内の福祉専門職に富山DWAT主催の養成研修への積極的な参加を呼びかけます。また、DWAT登録員を講師とした避難所運営研修を開催する等、市民にDWATについて周知し、理解の促進を図ります。	福祉課
防災訓練の実施	災害が起きたことを想定して、自分の身を守る訓練、避難所まで移動する際の注意点、危険な場所の確認、福祉避難所への誘導等を行う防災訓練を実施します。また、災害派遣福祉チーム(DWAT)や関係機関等と連携を図り、福祉的支援が必要な被災者の健康と生活を守るための避難所における支援の向上に努めます。	福祉課
避難行動要支援者登録と支援体制の推進	避難に援護を必要とし、市避難行動要支援者名簿に登録した人に対して、実効性のある避難支援がなされるよう、避難支援等関係者と連携して個別計画の作成を進めます。また、インクルーシブデザインの手法を用いることで、災害時の要支援者である障がい者等の意見を取り入れ、障がい特性に配慮した支援体制の整備を推進します。	福祉課
公共施設の防災安全度の向上	避難所となる公民館・学校・体育館や医療拠点である病院・診療所の耐震化、浸水対策、土砂災害対策等を促進します。	総務課

※33 クラスター：「房」「集団」「群れ」という意味。ここでは、感染のつながりがある患者の集団を指す。

施策	概要	担当課
「なんと緊急メール」による緊急防災情報の発信	緊急避難や対策を要する情報（事故・火災・地震・気象警報・山くずれ・河川の氾濫・クマ出没情報等）を利用登録した人へ、メールを送信します。障がい特性に配慮した情報収集方法の一つとして普及に努めます。	総務課
防災アプリサービスの普及	市の防災情報（避難情報・気象警報・火災警報・クマ警戒等）の入手、避難所や公共施設のナビ機能、伝言板による安否確認、被害状況の報告ができるアプリサービス（南砺市防災アプリ）を平成28年に開始しました。障がい特性に配慮した情報収集方法の一つとして普及に努めます。	総務課
感染症対策の促進と感染症発生時の業務継続支援（新規）【重点施策】	障害福祉サービスは、障がい者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染防止対策などの徹底を前提とした継続的なサービスの提供が求められています。 そのため、市では、自然災害と異なる被害の対象や期間などを踏まえて、事業者・県・関係機関・市関係部局との連携による情報共有及びクラスター発生等緊急時の支援体制の強化を図ります。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
防災研修会・出前講座の実施回数	13回	15回	総務課 国土強靱化計画
南砺市防災アプリダウンロード数	4,669件	7,000件	福祉課 国土強靱化計画
防災こころえ隊の人数	97人	148人	総務課 国土強靱化計画
災害派遣福祉チーム（DWAT）の設立	未設立	設立	福祉課
地域や施設等が実施した防災訓練に参加した障がい者の割合	-	30.0%	福祉課 アンケート

※国土強靱化計画：南砺市国土強靱化地域計画の令和7年度目標を記載しています。当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

(6) 防犯体制の充実

障がいのある人もない人も、事故や犯罪等から身を守ることができるよう、警察や関係団体と連携して、安全で安心な地域づくりを支援します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
防犯・事故防止対策の推進	障がい者をはじめ、児童から高齢者まで支援が必要な人に対し、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員等と連携して地域ぐるみの支援体制を確立します。見守りや支え合い活動、自主防犯活動等を積極的に支援し、地域力を向上させ、防犯・事故防止体制を強化します。	福祉課 生活環境課
消費生活相談窓口の普及	消費者トラブルの多様化、複雑化に対応するため、相談窓口の充実や情報の提供、クーリング・オフ制度 ^{※34} 等の啓発を促進します。	生活環境課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
クーリング・オフの制度を知っている市民の割合	84.6%	86.0%	生活環境課

※34 クーリング・オフ制度：一定の期間内であれば、違約金等の請求・説明要求を受けることなく、一方的な意思表示のみで申込みの撤回や契約の解除ができる制度。

基本施策Ⅳ 教育・療育支援の充実

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、障がい児と保護者に対し、ライフステージに応じて一貫した効果的な相談支援体制の充実を図ります。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
相談支援・療育体制の整備	支援において障がい児本人の状況や障がい状態について関係機関で情報共有を行い、専門性の高い相談対応に努めています。また、令和2年12月時点で医療的ケア児等に関するコーディネーターを10名配置し、支援体制の充実に努めています。 なお、令和3年6月から南砺家庭・地域医療センター（福野）に、児童精神科・心療内科の「南砺市こどものえがおクリニック」を開設し、子育ての相談体制が充実しました。
就学時前の保育・教育の充実	専門職が保育園等へ直接訪問し、障がい児の発達状況に合わせて支援について助言を行っています。
特別支援教育の充実	各校及び市教育委員会が連携して、個々に対応した支援を適切に行っています。 また、地域と連携した教育の充実のため、行事等において、地域の方とのふれあいを通じた活動を実施しています。
教育環境の充実	大規模改修事業や長寿命化改修事業等にあわせてバリアフリーに対応した整備を実施しています。 また、「南砺市ICTの教育利用推進に係る整備計画」に基づき、ICT機器の整備を進めています。

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- 市内には医療と合わせて療育や放課後等デイサービスを実施する機関がないため、医療的ケア児に関する支援の充実が課題となっています。

2 施策の展開方向

(1) 相談支援・療育体制の整備

障がい児と保護者が抱える多様なニーズや困りごとに対して適切な相談・支援を行うていくために、関係機関と連携し、支援ネットワークによる相談支援体制を構築します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
支援ネットワークの確立 【重点施策】	子どもの障がいの疑いについて相談があった際は、保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や障害福祉サービスの提供を行うため、それぞれの窓口で受けた相談について、厚生センター、保育園・認定こども園、療育機関、医療機関等の関係機関へ情報提供し、専門性の高い相談対応を目指します。 また、新たに圏域に配置した医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、研修会等スキルアップの支援を行います。	福祉課
療育相談の充実	保健センター等で行う乳幼児健診や相談、教室等を通じて、発育及び発達の経過観察が必要な乳幼児に対し、医療機関や厚生センター等と連携を図りながら、保護者が早期療育を選択できるよう情報提供や育児相談等に努めます。	健康課
児童発達支援事業の充実 【重点施策】	就学前の障がい児が児童福祉施設等へ通所し、適切な療育（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）が受けられるよう関係機関との連携に努めます。 また、既存の児童発達支援事業所で重症心身障がい児や医療的ケア児の支援が受けられるよう関係機関と連携し、看護師等を配置できるよう支援します。	福祉課
放課後等デイサービスの充実 【重点施策】	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりの充実を図ります。 また、医療的ケア児も利用可能な放課後等デイサービス事業所についての参入を促進します。	福祉課
日中一時支援事業の充実	障がい児を介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障がい児を日中に一時預かりする居場所の確保に努めます。 また、感染症等により学校の休校等臨時的な預かりが必要となった場合についても随時居場所の確保に努めます。	福祉課
進路や就業相談体制の充実	障がい児が、学校卒業後に希望する進路選択ができるよう、福祉、教育、就労支援等の関係機関との連携を図ります。障害福祉サービス等の内容や卒業前から卒業後に至る支援について、障がい児と保護者を対象とした相談を行います。	福祉課
保護者等の家庭における療育支援	療育機関と連携し、専門職による家庭訪問や相談会において、家庭での関わり方を保護者に助言します。	こども課

◆成果指標

指 標	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和8年度)	備 考
にここ相談会(砺波地区相談会)の開催数	18回	18回	教育総務課

(2) 就学時前の保育・教育の充実

保育園・認定こども園等における特別の支援を必要とする乳幼児の保育及び教育にあたり、子どもたちの状況に配慮し、集団生活の中で共に成長できるよう、保育及び教育の内容の充実を図ります。県や南砺市の関係各部局との教育・療育に関わる勉強会や研修会を促進し、知識の向上等を推進します。

【主な施策】

施 策	概 要	担当課
教育・療育の研修会への参加及び周知	県やとやま呉西圏域で計画されている児童発達支援講座等に保育士や家庭児童相談員等が参加し、障がいに対する正しい知識の習得と理解を深め、職員間の共有を図ります。	こども課
障がい児の受け入れ体制の整備	加配保育士 ^{※35} や支援員の配置、障がいに配慮した環境整備を促進し、保育園・認定こども園等において、障がい児の受け入れに努めます。	こども課
保育園等訪問支援の充実	障がい児のいる保育園等の施設を専門職が訪問し、障がいのない子どもとの集団生活に溶け込めるように支援を行います。	福祉課

(3) 特別支援教育の充実

障がい児が安心して学ぶことのできる教育環境を構築するため、保育園・認定こども園等、小・中・義務教育学校の交流行事開催の推進や担任を含めた情報共有等の連携を図ります。

【主な施策】

施 策	概 要	担当課
小・中・義務教育学校における特別支援教育	各学校では特別支援教育コーディネーター ^{※36} を選任し、関係諸機関との連絡調整や校内委員会を開催し、組織的に支援を行います。 また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成するなどして、配慮の必要な子どもに対して、適切な指導及び支援を行います。	教育総務課

※35 加配保育士：障がい児を担当するために配置された保育士。

※36 特別支援教育コーディネーター：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、校内委員会の企画・運営や関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教職員。

施策	概要	担当課
地域と連携した教育の充実	保育園、小・中・義務教育学校の学校行事等に地域住民の参加や協力を呼びかけ、障がいの有無に関わらず、すべての子どもとのふれあいを通して相互理解を図り、地域ぐるみの教育の充実を推進します。	教育総務課 こども課

(4) 教育環境の充実

教育・療育施設において、障がいの有無に関わらずすべての子どもが、適切なサービスを受けることができ、また、利用する公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、情報機器等の学習を支援する機器・設備等を整備します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
保育施設等のバリアフリー化の推進	保育園・認定こども園のバリアフリー化を推進します。	こども課
教育施設等のバリアフリー化の推進	学校施設の大規模・長寿命化改修工事を推進します。	教育総務課
情報機器・設備等の充実	障がい児の学習や生活の適切な環境を整える観点から、電子黒板等のICT機器を用いた学習を支援するために機器・設備等の整備を推進します。	教育総務課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
学校施設大規模・長寿命化改修実施校数	4/6校	6/6校	教育総務課
電子黒板や実物投影機を配備した小・中・義務教育学校の教室の数	133/254室	254/254室	教育総務課

基本施策Ⅴ 雇用・就労の促進

障がい者が就労することは、経済的な自立にとどまらず、社会活動への参加、自己実現という面からも重要です。働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を発揮できるよう支援します。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
経済的自立の支援	就労を希望する障がい者の雇用に関する相談体制の充実を図るため、雇用連絡協議会や就労部会等において、相談実務担当者間で課題の共有を図っています。 就労移行支援事業者が4か所から1か所(砺波圏域)に減少しました。減少の要因としては、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる利用者が確保できないためです。一方、就労継続支援A型、B型ともに利用は年々増加しています。訓練により能力が向上した障がい者であっても一般就労への移行や定着が困難なことが課題です。
雇用環境の整備	令和2年度のハローワーク砺波管内の企業に雇用されている障がい者は357.0人となり、前年より8.5人増加し、実雇用率は2.33%から2.42%に上昇しました。令和3年3月の改正により、法定雇用率は43.5人以上の企業では、2.3%以上に引上げになりました。 砺波地域自立支援協議会の就労部会にて、一般企業を対象にセミナーの開催や障がい者雇用に取り組むため作成したガイドブックを活用して、周知に取り組んでいます。

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- 就労継続支援事業所へ通所する人は、年々増加しています。また、親の高齢化やバス等の利便性が悪いため、通勤手段の確保が課題となっています。

2 施策の展開方向

(1) 経済的自立の支援

障がい者及び家族の意向に添った就労移行支援^{※37}や就労継続支援^{※38}を促進するとともに、事業主や従業員が障がいに対する理解を深め、障がい者の職場定着を促す総合的な支援を行います。

※37 就労移行支援：就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの。

※38 就労継続支援：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のための訓練を行うもの。A型（雇用型）とB型（非雇用型）の類型がある。

【主な施策】

施策	概要	担当課
相談支援の充実	就労支援事業所、相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関と連携して就労を希望する障がい者の雇用に関する相談体制の充実を図ります。	福祉課
就労移行支援の充実	就労を希望し、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、職場に定着するための相談等の支援を行います。 また、就労移行支援事業者の減少による障がい者への影響を軽減するため、関係機関と連携し対応します。	福祉課
就労継続支援の充実	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。 また、就労継続支援事業の周知及び利用を促進するとともに、新規事業所の参入を支援します。	福祉課
就労支援施設への通所費用の助成	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所に通所するための経費の一部を助成します。	福祉課
障害者就労施設等からの物品等の調達	障害者優先調達推進法に基づき、市では障害者就労支援施設からの物品等の調達推進方針を定めています。障害者就労支援施設への発注を促し、障がい者の就労機会の増加や賃金向上等につながるよう努めます。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
福祉施設を退所し一般就労した人数	3人/年	10人/年	福祉課 障がい福祉計画
就労継続支援（A・B）事業から一般就労へ移行した人数	3人/月	5人/月	福祉課 障がい福祉計画

（2）雇用環境の整備

障がいのある人が障がいのない人と同様、個人の能力と適性に合った雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、国の障がい者雇用対策に基づき、障がい者雇用の周知を図り、雇用環境の整備に努めます。

【主な施策】

施策	概要	担当課
障がい者雇用の推進 〈新規〉	市役所での雇用の推進に向けて、特別支援学校※39や関係機関と連携し、インターンシップ※40の受け入れや研修会の実施等を通じて、市職員が障がい者雇用の在り方を理解し、積極的な障がい者雇用に努めます。	総務課
一般企業への障がい者 就労理解	障害者雇用率制度※41は、障がい者雇用促進の根幹となる制度です。事業主に対して障がい者雇用の理解と協力を求めるとともに、障害者雇用率の達成のために障害者雇用納付金制度等の各種支援制度の周知に努めます。 また、一般企業での雇用の促進するためには、障がい者及び家族、就労支援機関、特別支援学校、医療機関等の職員が企業で働くことへの具体的なイメージをもつことが重要です。そのための就労支援セミナーや事業所見学、障がい者就労アドバイザーの紹介及び障がい者個人の働くうえでの特徴や強み等について整理する「就労パスポート」の活用を促進します。	福祉課
多様な雇用、就労形態 の促進	障がい者が特性に応じて働くことができるよう、短時間の雇用や在宅勤務等様々な就労形態の普及を促進し、働きやすい環境づくりを支援します。	福祉課
農福連携事業の促進 〈新規〉	農福連携により、農繁期の人手不足の解消や、小ロットの農産品の加工、規模拡大が期待されます。また、障がい者の就労先の選択肢の増加や賃金の増加が見込まれたり、農作業による自然との触れ合いで、心のゆとりや情緒の安定に有効とされています。 そのため、「農業」と「障がい者」のマッチングに取り組んでいる富山県社会就労センター協議会や関係部署などが連携を図り、農福連携の推進に努めます。	農政課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
南砺市職員の障がい者の法定雇用率の達成率	57.3%	100.0%	総務課

※39 特別支援学校：学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知能技能を授けることを目的に設置される学校。

※40 インターンシップ：職業選択や適性を見極めのため、企業に赴いて就業体験している期間。

※41 障害者雇用率制度：障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、企業や国、地方公共団体等に対して、常時雇用している労働者の一定割合に相当する人数以上の障がい者の雇用を義務付けた制度。

基本施策Ⅵ 保健・医療の充実

適切な保健サービスの充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期治療を図ります。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
障がいの原因となる疾病等の予防	<p>妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導、相談・教室等の母子保健事業を実施しているほか、40歳以上の市民に対し特定健康診査やがん検診等を、75歳以上の市民に対し後期高齢者健康診査を実施しています。</p> <p>特定保健指導対象者に対し、生活習慣改善に向け面談を実施しています。また、重症化予防対策として、高血圧や高血糖、糖尿病治療中の血糖コントロール不良者に対し、訪問やかかりつけ医との連携により、生活習慣病の悪化を防いでいます。</p> <p>乳幼児期からの疾病や障がいの早期発見のため、妊娠期から幼児期まで、各時期に応じた健診により疾病や障がいを早期発見し、福祉・医療・教育の関係機関と連携しながら子どもと保護者の支援を行っています。</p> <p>市広報において、年間11回の生活習慣病予防の取り組みを呼びかけています。また、健康づくり活動を広げるために、健康づくりボランティアの養成を行っています。</p>
医療給付等の充実及び医療受診への支援	<p>令和3年4月診療分より、広域連合から情報を取得することにより、毎月の還付手続きを必要とせず、保険診療として認められる医療費の負担金を適切に助成しています。</p>
精神保健・福祉施策の推進	<p>学生健診や39歳以下健診時に、不眠のチェックリストの配布や相談先の紹介を行っています。また、市内図書館にて自殺予防関連図書コーナーを設置し、うつ予防や睡眠の大切さについて普及啓発しています。</p> <p>こころの健康相談時には状況に合わせて、各関係機関へ連絡し連携することにより、精神疾患の早期発見・早期治療を図っています。</p>

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- 特定健診、がん検診ともに50歳代以下の受診率が他の世代に比べて低いことから、青年期からの継続受診の呼びかけが必要となっています。

2 施策の展開方向

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等の予防について、市民に正しい知識の普及を図り、疾病等に対する偏見、差別、不安の除去に努めます。

【主な施策】

施策	概要	担当課
疾病予防、早期発見の推進	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見のため、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導、相談・教室等の母子保健事業を行います。 また、40歳以上の市民に対し特定健康診査やがん検診等を、75歳以上の市民に対し後期高齢者健康診査を実施し、生活習慣病に起因する「内部障がい」や「がん」の予防を推進します。	健康課
疾病等の適切な予防や治療の支援	特定健康診査の結果、特定保健指導対象者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の解消に向けた取り組みを実施します。さらに、重症化予防対策として、高血圧や高血糖等の未治療者を対象に早期受診勧奨の訪問や、糖尿病治療中の血糖コントロール不良者を対象にかかりつけ医と連携をとりながら在宅での生活指導を行い、生活習慣病の悪化に努めます。	健康課
疾病等に関する予防の正しい知識の普及啓発	市広報誌や出前健康教室等の様々な機会を捉えて、生活習慣病に関する普及啓発活動を展開します。また、健康づくりボランティア（母子保健推進員、ヘルスボランティア、食生活改善推進員）を養成し、地域での健康づくり活動を広めます。	健康課
乳幼児期からの疾病や障がいの早期発見	母子保健事業の整備を図り、乳幼児健診における疾病や障がいの早期発見及び健診後の支援体制の充実を図ります。また、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない包括的な支援を行うために、安全で安心な妊娠・出産への支援、子どもの健やかな成長への支援、障がいや疾病のある子どもへの支援等を保健・福祉・医療の関係機関と連携して推進します。	健康課

◆成果指標

指 標		現 状 (令和2年度)	目 標 (令和8年度)	備 考
特定健診における受診率		56.9%	65.0%	健康課 特定健診等実施計画
特定保健指導実施率		83.5%	83.5%	健康課 特定健診等実施計画
乳幼児健康診査受診率	3か月児	98.9%	100.0%	健康課
	1歳6か月児	99.0%	100.0%	
	3歳6か月児	99.4%	100.0%	
医療を受けるうえで困っていない人の割合		64.1%	70.0%	福祉課 アンケート

※特定健診等実施計画：特定健診における受診率は、南砺市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の令和5年度目標を記載しています。当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。
 特定保健指導実施率は、南砺市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画において令和5年度目標を65.0%としています。現状（令和2年度）の実施率が目標値を上回っていることから、本計画では実施率を維持することを目標とし、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

(2) 医療給付等の充実及び医療受診への支援

障がい者が必要な医療サービスを受けられるよう医療助成制度の普及と適切な運用及び医療受診への支援を図ります。

【主な施策】

施 策	概 要	担当課
自立支援医療費の給付の実施	障害者総合支援法に基づく「自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付」の周知及び適切な利用を図ります。	福祉課
重度心身障がい者等への医療費助成	障がい者の健康維持や経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の一部負担金の適切な助成を図ります。	福祉課
医療機関等への受診の支援	意思疎通や移動が困難な障がい者へ受診の支援として、病院と連携し、障害福祉サービス（居宅介護・同行援護・行動援護）や意思疎通支援事業等の制度の周知及び利用促進を図ります。	福祉課

(3) 精神保健施策の推進

市民の心の健康づくり対策とともに、精神障がい者に対する保健施策をさらに推進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
心の健康づくりの推進	うつ対策を中心とした自殺予防対策を推進します。自殺やうつ病等のこころの病気に関する偏見をなくすために、自殺や心の病気に対する正しい知識を普及・啓発します。健診会場や健康教育等において、不眠や心のセルフチェックについて情報提供を行うとともに、心の健康づくりボランティア等へのゲートキーパー※42研修を実施する等市民とともに自殺予防を推進します。	健康課
精神疾患の早期発見・早期治療、適切な保健サービスの実施	こころの病気は、できるだけ早くその症状に気づき、正しい対処や治療を速やかに行うことで、回復も早く軽症で済む可能性があるといわれています。そのためには、精神的不調を本人や家族、地域住民が市の相談窓口や民生委員・児童委員、健康づくりボランティア等に相談することで早期発見につなげます。さらに、医療機関や厚生センター、心の健康センター等との連携を図り、治療開始への支援等継続した支援への取り組みを推進します。	健康課

※42 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

基本施策Ⅶ 相互理解の促進

円滑な意思疎通を通じて、一人ひとりが地域社会とつながるために、手話言語の理解を含めた相互理解の促進に係る取り組みや、多様な意思疎通手段が利用されるための取り組みを実施します。

また、ICT（情報通信技術）の活用により、障がい者の個々の能力の向上、自立・社会参加を支援し、障がい特性に対応した情報提供の充実を促進します。

1 第2期計画の進捗状況・評価等

施策内容	取り組み・課題
情報バリアフリー化の推進	障がい者のICTの利用及び活用の機会の拡大を図るため、パソコン等の機器を扱う技術の獲得やリスク管理等を学ぶ講座を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止しました。また、市障がい者福祉のしおりに「音声読み上げ」機能の紹介を掲載し、音声コードを付与しました。
情報提供の充実	市立図書館では、点字図書を約250冊、録音図書を約440点所蔵しており、年々増加しています。 点訳・音訳ボランティア等の新規の成り手の少なさ、現ボランティアの高齢化が課題として挙げられます。 また、障がいによる来館困難者向けに、図書資料の郵送サービスを実施していますが、さらに利用を促進するための周知が必要と考えます。
コミュニケーション支援体制の充実	聴覚障がいへの理解を深めるため、平成30年度及び令和元年度に市職員向けの手話研修会を開催し、窓口での対応に生かしています。 また、市民や市内の事業所に勤務する人を対象に、聴覚障がい者を講師に、年間24～28回手話奉仕員養成講座を開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。 意思疎通支援事業による手話通訳者の派遣実績及び要約筆記者の派遣実績は、令和2年度においては、どちらの利用も若干減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えます。

【第2期計画の評価等】

- おおむね計画通り推進できています。
- 各種サービス窓口にてタブレット端末等のコミュニケーションツールを備えたことにより、一部の窓口では意思疎通が図りやすくなり、手続きがスムーズになりました。

2 施策の展開方向

(1) 情報バリアフリー化の推進

障がい者が必要な情報を得て、適切なサービス等を受けることができるよう、情報バリアフリー化を推進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
パソコン教室の開催及びパソコンボランティアの養成	感染対策等により、自宅にいる時間が増え、インターネット等を利用する機会が増えています。障がい者のICTの利用及び活用の機会の拡大を図るため、リモートによる講義を開催し、引き続きパソコン・アプリケーションの使い方、貸出等を支援します。 また、パソコン教室において、ボランティアによる協力を得られるよう、体制づくりを支援します。	福祉課
南砺市ホームページ等の充実	「音声読み上げ」機能の紹介や市のホームページ及び広報誌等の音声化を推進します。	福祉課
スマートフォンアプリ等情報ツールの利用促進	日常生活を送るうえで利便性のあるアプリケーションソフト等の情報提供に努めます。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
パソコン教室の受講者数	0人	15人	福祉課

(2) 情報提供の充実

点字図書、字幕付きビデオ・DVD等、視覚及び聴覚障がい者への情報提供サービスの充実を図ります。

【主な施策】

施策	概要	担当課
点字図書の充実	関係団体と連携し、視覚障がい者用の点字図書や録音図書の充実を図り、点訳や音訳のボランティアの活用を促すため、ボランティア活動の周知・啓発を関係団体と協力して行います。	福祉課
障がい者向け図書サービスの充実	視覚障がいによる来館困難者向けに、録音図書等の視聴覚資料の郵送サービスを実施します。身体障がい（肢体不自由、内部障がい）及び重度知的障がいによる来館困難者向けに、図書資料の郵送貸出サービスに関係機関と連携して実施します。	生涯学習 スポーツ課

(3) コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーション支援を必要とする視覚及び聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者の養成研修を推進するとともに、これらの派遣体制の充実強化に努めます。また、市役所窓口到手話のできる職員の配置に努めるとともに、コミュニケーションツールの活用を促進します。

【主な施策】

施策	概要	担当課
手話奉仕員の養成	市民や市内の事業所に勤務する人を対象に、聴覚障がい者と手話で日常会話を行うことができる手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。	福祉課
手話通訳者の配置 【重点施策】	手話は言語であるとの認識に基づき、手話普及及び手話を使用しやすい環境の整備に努めます。ろう者への合理的配慮として、手話通訳者を福祉課に配置し、対面やテレビ電話等による意思疎通支援の促進に努めます。	福祉課
意思疎通支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人が、公共施設や病院等の利用及び地域活動への参加の際に、必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	福祉課
市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の周知及び配置	市が開催する各種の行事において、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人への支援として、手話通訳者及び要約筆記者を利用できることの周知及び配置を促進します。	福祉課
コミュニケーション支援の推進（新規）	コミュニケーション支援を必要とする視覚及び聴覚障がい者や支援者の意見を踏まえ、手話言語はもとより、映像・サイン言語等多様なコミュニケーション言語の重要性を周知するため、独自の条例の必要性について研究から始めます。	福祉課

◆成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
手話通訳者等利用件数	67件	75件	福祉課
南砺市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	2回	5回	福祉課
手話奉仕員養成講習会の受講者数	0人	15人	福祉課



第5章

計画の推進



第5章 計画の推進

1 総合的な取り組みの推進

南砺市障がい者計画の施策の推進を図るためには、福祉、保健、医療、教育、ボランティア、地域等の連携が重要です。計画を着実に進めるために、南砺市の関係各課や関係機関等を通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法の確認を行いながら総合的に取り組んでいきます。

2 地域における関係団体・民間企業等との連携

障がい者の地域生活を支えるためには、基幹相談支援センターや相談支援事業所を中心とした地域のネットワークづくりが重要であり、砺波地域障害者自立支援協議会や南砺市社会福祉協議会をはじめとする関係機関、自治会、南砺市手をつなぐ育成会や南砺市身体障害者協会等の障がい者団体、ボランティアグループ等の団体との連携を図ります。

また、就労支援等を進めるためには、障がい者の特性と企業のマッチングが重要であり、関係機関・団体や民間企業と連携しながら計画の推進を図ります。

3 国・県の制度との調整

計画を推進するにあたっては、今後の国・県の制度の動向等が重要となるため、制度改正等の状況を踏まえて調整し、施策を展開していきます。

4 計画の評価・管理

(1) ニーズ調査の実施

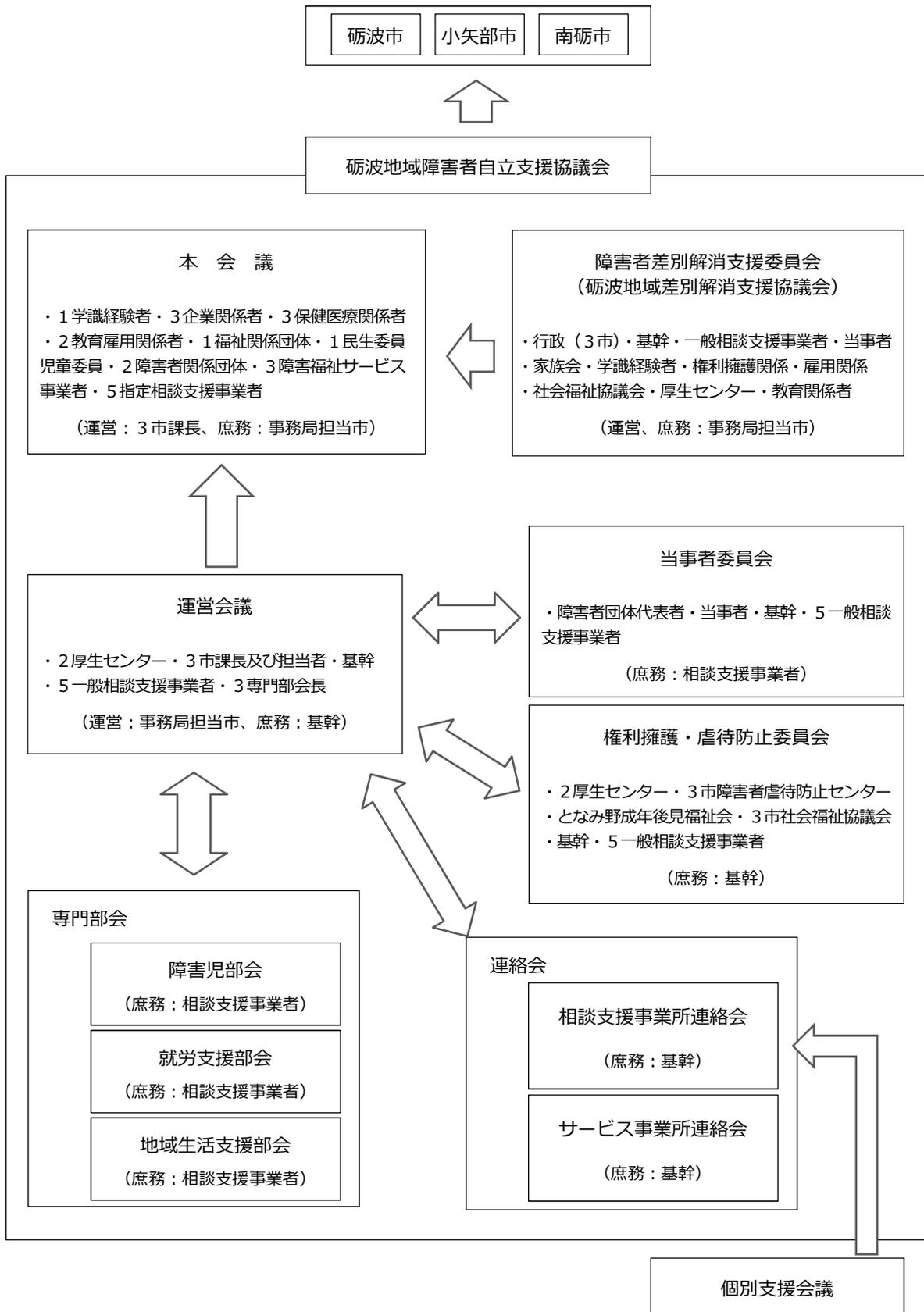
南砺市障がい者計画は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。計画の評価と進捗状況を管理するため、計画を見直すときは、障がい者や家族へのアンケートを行う等、ニーズの把握に努めます。

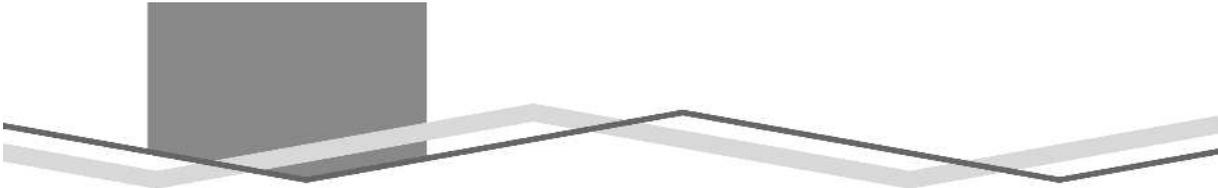
(2) 計画の達成状況の点検及び数値目標と評価

「PDCAサイクル」の考え方に基づき、取り組む基本施策の主な事業について数値目標を設定し、外部委員も含めた評価組織を設置して、定期的に計画の進捗状況の評価します。

南砺市総合計画や南砺市地域福祉計画等の見直し時期に合わせて、本計画の見直し時期を変更することがあります。

■ 令和3年度砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制





資料編



資料編

1 計画に関する指標・数値目標

(1) 共生社会の実現

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
障がい者理解の促進	障害者理解促進研修・啓発事業の参加人数	36人	60人	福祉課 社会福祉協議会
障がいを理由とする差別解消の推進	不当な差別的取り扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合	52.2%	55.0%	福祉課 アンケート
権利擁護の推進	成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合	16.0%	20.0%	福祉課 アンケート
ボランティア活動の推進	ボランティア活動に参加している市民の割合	38.5%	50.0%	福祉課 市民意識調査
	障がい者一人あたりの障がい者支援サポーター数	0.09人	0.10人	福祉課 社会福祉協議会

※福祉課アンケート：本計画の意向調査アンケート結果より設定しています。(以降同様)

(2) 福祉サービス等の充実

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
ニーズに対応した生活支援体制の構築	悩み事の相談相手として、相談支援事業所等の相談窓口または行政機関の相談窓口を選ぶ人の割合	11.6%	15.0%	福祉課 アンケート
在宅サービス等の充実	グループホーム等利用者数	67人	73人	福祉課 障がい福祉計画
スポーツ・文化芸術活動の振興	福光美術館 常設展・企画展の障がい者閲覧者数	457人	1,000人	文化・世界遺産課 福光美術館
サービスの質の向上	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する場の実施回数	0回	2回	福祉課 障がい福祉計画

※障がい福祉計画：第6期南砺市障がい福祉計画の令和5年度目標を記載しています。当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。(以降同様)

(3) 生活環境の整備

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
住宅・建築物のバリアフリー化	市営住宅全管理戸数に対するバリアフリー戸数の割合	7.58%	9.31%	建設維持課 住宅係
公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	市営バスの低床車両への更新、または補助ステップ設置	100.0%	100.0%	政策推進課 交通政策課
安全な移動手段の確保	福祉タクシー助成券の交付率	43.9%	60.0%	福祉課 障害福祉係
防災・減災・感染症対策の促進	防災研修会・出前講座の実施回数	13回	15回	総務課 国土強靱化計画
	南砺市防災アプリダウンロード数	4,669件	7,000件	総務課 国土強靱化計画
	防災こころえ隊の人数	97人	148人	総務課 国土強靱化計画
	災害派遣福祉チーム(DWAT)の設立	未設立	設立	福祉課 社会福祉係
防犯体制の充実	地域や施設等が実施した防災訓練に参加した障がい者の割合	-	30.0%	福祉課 新アンケート
	クーリング・オフの制度を知っている市民の割合	84.6%	86.0%	生活環境課 市民意識調査

※国土強靱化計画：南砺市国土強靱化地域計画の令和7年度目標を記載しています。当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

(4) 教育・療育支援の充実

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
相談支援・療育体制の整備	にこにこ相談会（砺波地区相談会）の開催数	18回	18回	教育総務課 学務係
教育環境の充実	学校施設大規模・長寿命化改修実施校数	4/6校	6/6校	教育総務課 学務係
	電子黒板や実物投影機を配備した小・中・義務教育学校の教室の数	133/254室	254/254室	教育総務課 学務係

(5) 雇用・就労の促進

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
経済的自立の支援	福祉施設を退所し一般就労した人数	3人/年	10人/年	福祉課 障がい福祉計画
	就労継続支援(A・B)事業から一般就労へ移行した人数	3人/月	5人/月	福祉課 障がい福祉計画
雇用環境の整備	南砺市職員の障がい者の法定雇用率の達成率	57.3%	100.0%	総務課 人事係

(6) 保健・医療の充実

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
障がいの原因となる疾病等の予防	特定健診における受診率	56.9%	65.0%	健康課 特定健診等 実施計画
	特定保健指導実施率	83.5%	83.5%	健康課 特定健診等 実施計画
	乳幼児健康診査受診率 (3か月児)	98.9%	100.0%	健康課 福光保健センター
	乳幼児健康診査受診率 (1歳6か月児)	99.0%	100.0%	健康課 福光保健センター
	乳幼児健康診査受診率 (3歳6か月児)	99.4%	100.0%	健康課 福光保健センター
	医療を受ける上で困っていない人の割合	64.1%	70.0%	福祉課 アンケート

※特定健診等実施計画：特定健診における受診率は、南砺市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の令和5年度目標を記載しています。当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。
 特定保健指導実施率は、南砺市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画において令和5年度目標を65.0%としています。現状(令和2年度)の実施率が目標値を上回っていることから、本計画では実施率を維持することを目標とし、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

(7) 相互理解の促進

施策内容	指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	備考
情報バリアフリー化の推進	パソコン教室の受講者数	0人	15人	福祉課 マーシ園
コミュニケーション支援体制の充実	手話通訳者等利用件数	67件	75件	福祉課 県聴覚障害者協会
	南砺市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	2回	5回	福祉課 県聴覚障害者協会
	手話奉仕員養成講習会の受講者数	0人	15人	福祉課 社会福祉協議会

2 南砺市障がい者計画策定委員会

(1) 南砺市障がい者計画策定委員会設置要綱

令和3年3月2日

告示第70号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく南砺市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障がい者その他の関係者の意見等を聴くため、南砺市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が計画の策定に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体に属する者
- (2) 保健、医療又は福祉に関係のある機関及び団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域包括医療ケア部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この告示の施行の前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(招集の特例)

- 3 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 4 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 南砺市障がい者計画策定委員会委員名簿

敬称略

所 属		氏 名	備 考
障がい者団体	南砺市身体障害者協会	会長 玉井 順一	当事者（身体）
	南砺市手をつなぐ育成会	会長 西部 穰	当事者 （知的親の会）
保健・医療・ 福祉関係機関 （団体）	非営利活動法人 南砺市医師会	山見内科医院 矢島 眞	医療
	南砺市社会福祉協議会	会長 中山 繁實	福祉関係
	南砺市民生委員児童委員協議会	会長 得能 金市	障害者施設
	社会福祉法人 マーシ園	所長 中盛 京子	
	社会福祉法人 溪明会	管理者 室崎 千絵	
	社会福祉法人 わらび学園	相談支援 専門員 小原 香織	
	富山県立となみ総合支援学校	校長 目澤 浩美	教育
	南砺市地域づくり協議会	上平地域づく り協議会長 真草嶺 信義	地域
学識経験者	独立行政法人国立病院機構北陸 病院	院長 坂本 宏	医療
	富山福祉短期大学	教授 鷹西 恒	教育
公募委員		山道 亜紀代	
		沢田 千秋	
		伊東 和美	

※任期：令和3年10月15日～令和4年3月31日

※委員数：15名以内（設置要綱第3条第1項）

※女性委員：全体の3割

(3) 南砺市障がい者計画策定経過

日程	内容	備考
令和2年6月	障がい者等に対してアンケート調査の実施	1,700人
令和3年3月2日	南砺市障がい者計画策定委員会設置要綱の制定	
令和3年3月	南砺市障がい者計画策定委員会委員の選定	
令和3年4月	南砺市障がい者計画策定委員会委員の公募	公募委員3名
令和3年4月	南砺市障がい者計画策定委員会委員の推薦	
令和3年4月	議会へ計画策定について説明	
令和3年5月	関係各課ヒアリング	計画の進捗状況
令和3年8月～9月	関係団体ヒアリング	17団体
令和3年8月～9月	関係各課ヒアリング	現状と課題及び施策方針
令和3年10月15日	第1回策定委員会	
令和3年10月～11月	関係各課ヒアリング	基礎目標及び数値目標
令和3年12月15日	議会へ骨子の説明	
令和3年12月23日	第2回策定委員会	計画案の検討
令和4年1月	パブリックコメントの実施	
令和4年3月	議会へ計画の説明	

3 福祉関連用語等の説明

あ行

◆育成医療

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、支給を行うもの。

◆医療的ケア児

人工呼吸器や喀痰の吸引、チューブでの栄養の投与などの医療的ケアを必要とする児童。

◆インクルーシブデザイン

高齢者、障がい者、外国人等、従来デザインプロセスから除外されてきた多様な人々を、デザインプロセスの設計や開発の初期段階から積極的に巻き込み、対話や観察から得た気づきをもとに、一般的に手に入れやすく、使いやすいものを新しく生み出すデザイン手法。

◆インターンシップ

職業選択や適性を見極めるため、企業に赴いて就業体験している期間。

◆音声コード

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード。

か行

◆加配保育士

障がい児を担当するために配置された保育士。

◆基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

◆クーリング・オフ制度

一定の期間内であれば、違約金等の請求・説明要求を受けることなく、一方的な意思表示のみで申込みの撤回や契約の解除ができる制度。

◆クラスター

「房」「集団」「群れ」という意味。ここでは、感染のつながりがある患者の集団を指す。

◆グループホーム

病気や障がい等で生活に困難を抱える人が、専門スタッフの援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住宅のこと。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

◆健康増進事業

健康増進法第17条第1項および第19条の2に基づく事業で、市町村が住民の生活習慣病の予防や健康の増進・健康管理に資するために、相談、助言、指導を行うもの。

◆更生医療

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、支給を行うもの。

◆合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し、行使できるための必要かつ適切な変更・調整のこと。

さ行

◆差別解消支援協議会

障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うことを目的とし、必要な情報を交換するとともに、障がい者からの相談等の事例を踏まえて、差別解消に向けた取り組みについて協議する場。

◆市民後見人

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う市民。

◆社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体であり、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動等の地域福祉の向上に取り組んでいる。

◆重症心身障害

重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態。

◆重層的支援体制整備事業

市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

◆重度心身障がい者等の医療費助成

重度心身障がい者等の健康維持や経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担金または一部負担金の助成を行うもの。

◆就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの。

◆就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のための訓練を行うもの。A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型がある。

◆障害者雇用率制度

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、企業や国、地方公共団体等に対して、常時雇用している労働者の一定割合に相当する人数以上の障がい者の雇用を義務付けた制度。

◆自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、障がい者とその家族や関係機関、障害福祉サービス事業者等を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。

◆身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。

◆精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病等）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

◆精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づき交付される。手帳を取得することで、各種サービスを受けることができる。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。

た行

◆短期入所

自宅で暮らす障がい者が短い期間に限って施設へ入所し、介護等必要な支援を受けることができるサービス。

◆知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

◆特定健診・特定保健指導事業

特定健診とは、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づく事業で、国保加入者の40歳から74歳までの人に対し、保険者が毎年度計画的にメタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査を行うもの。特定保健指導とは、保険者が「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者」に対し、生活習慣の改善を支援するもの。

◆特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知能技能を授けることを目的に設置される学校。

◆特別支援教育コーディネーター

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、校内委員会の企画・運営や関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教職員。

な行

◆難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のこと。障害者総合支援法による障害者福祉サービス等では、令和3年11月現在、366の疾病が対象となっている。

◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい、精神障がい等によって日常生活上の判断が十分にできない人が地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を援助する事業。

は行

◆発達障がい

脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。

◆ホームヘルプ

ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

ら行

◆リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

◆療育手帳

知的障がい者（児）として判定を受けた人が、福祉サービスを受けるために必要な手帳。

◆療養介護

医療を必要とするとともに常時介護を必要とすると認められた障がい者に対し、病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理下における介護、及び日常生活上の世話を行うもの。

◆レスパイト

介護から離れられずにいる家族を介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させる休息のこと。

4 アンケート結果

(1) 調査結果概要

令和2年6月に実施した、障がい者の意向調査における主な集計結果を掲示しています。

(2) 調査方法

本調査は、次の対象者や方法により実施しました。

調査対象	市内に居住する障がいに関する手帳 または障害福祉サービス利用者から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年6月
調査地域	市内全域
配布数	1,700人
回収数	1,077人
回収率	63.3%

(3) 本調査結果報告書の留意点

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%にならない場合があります。

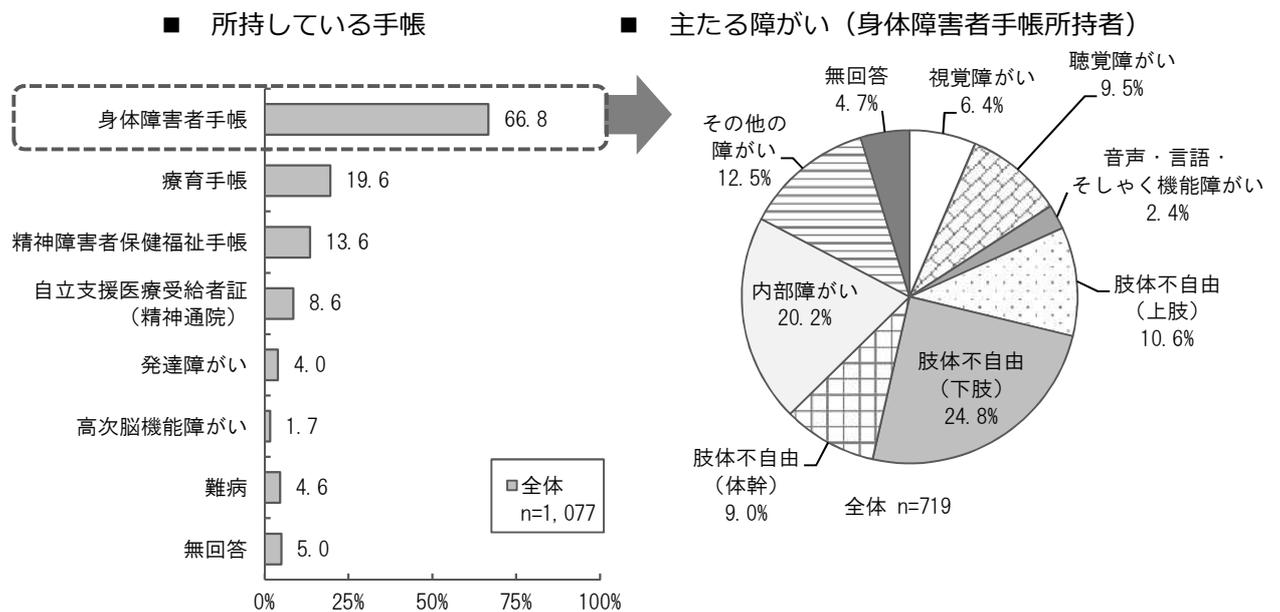
(4) 調査結果

1) 障がいの状況と介護について

① 所持している手帳や病気の状況

○所持している手帳は、身体障害手帳の割合が66.8%で最も高く、次いで療育手帳（19.6%）、精神障害者保健福祉手帳（13.6%）となっています。

○身体障害者手帳所持者の主たる障がいは、「肢体不自由（下肢）」（24.8%）が最も高く、次いで「内部障がい」（20.2%）、「肢体不自由（上肢）」（10.6%）となっています。

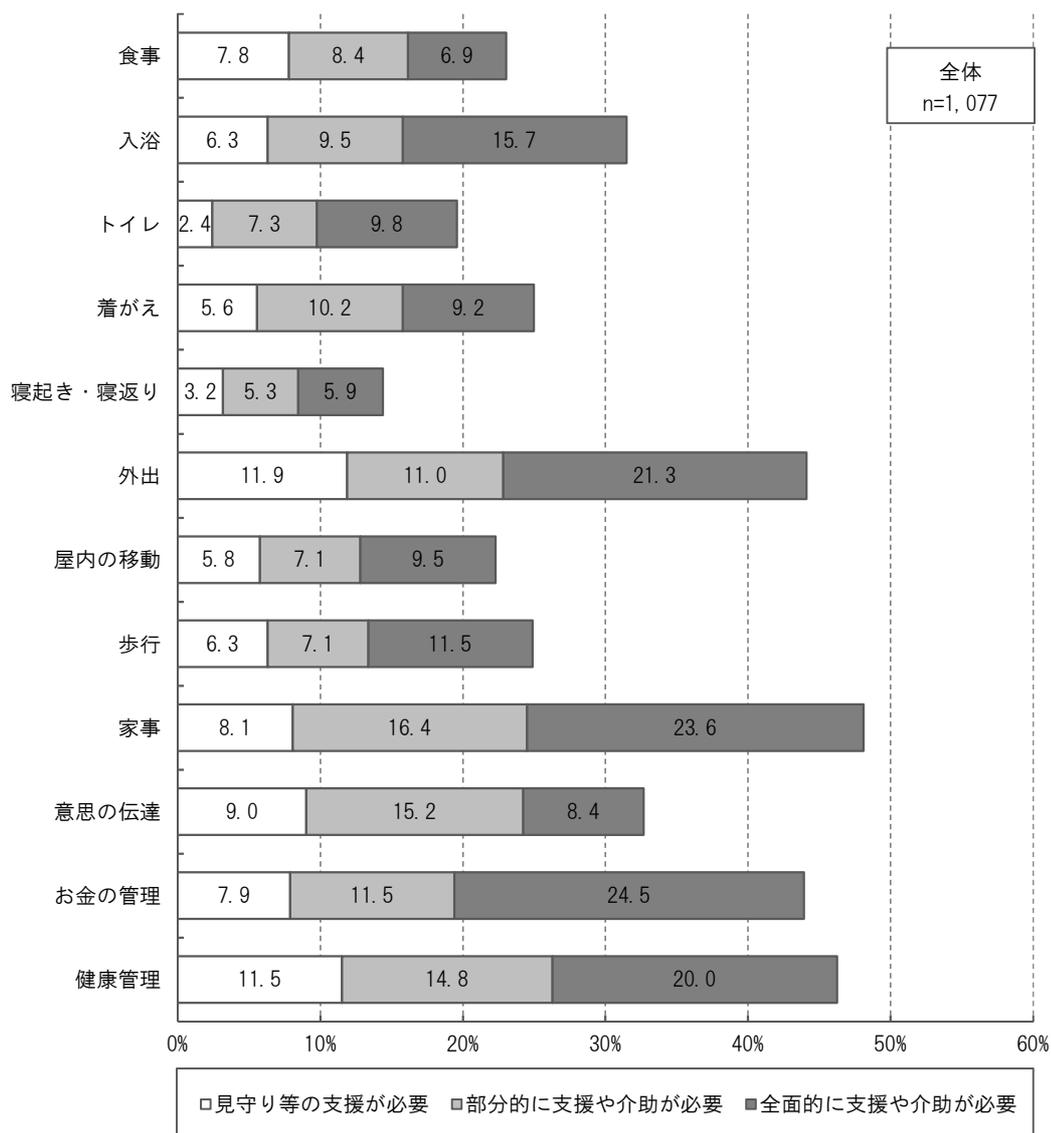


② 日常生活における介護について

○日常生活において、介助等を必要とする状況を見ると、『家事』『健康管理』『外出』『お金の管理』で見守りや介助を必要とする人が多くなっています。

○「全面的に支援や介助が必要」な項目は、『お金の管理』が24.5%と最も高く、次いで『家事』（23.6%）、『外出』（21.3%）となり、日常生活のみでなく、社会生活における支援も重要となっています。

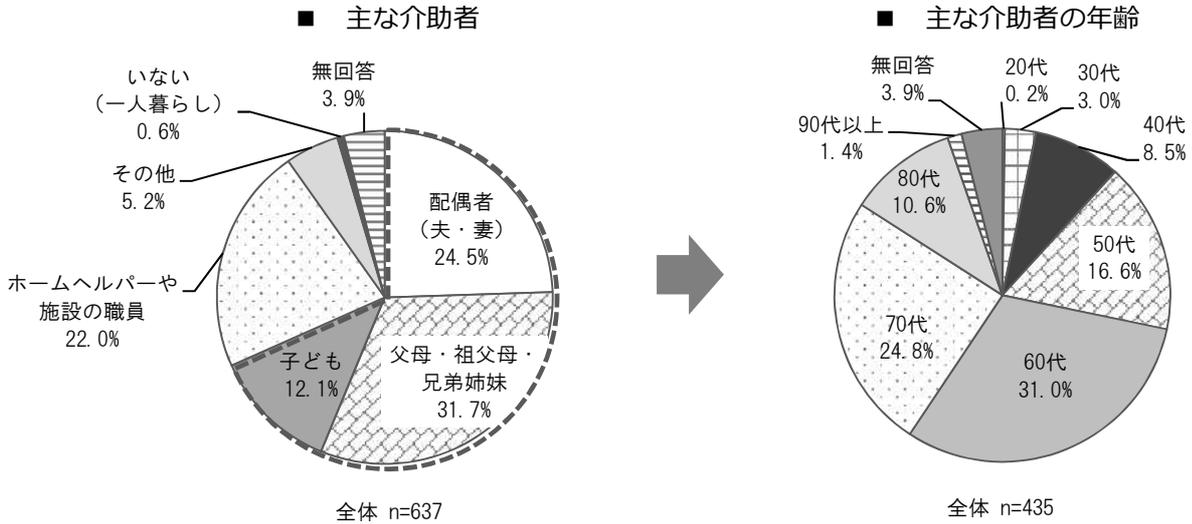
■ 日常生活における介助等の必要度



③ 主な介助者について

○主な介助者は「父母・祖父母・兄弟姉妹」(31.7%)が最も高く、次いで「配偶者(夫・妻)」(24.5%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(22.0%)となっています。

○主な介助者が家族・親族の場合について、介助者の年齢をみると「60代」(31.0%)が最も高く、次いで「70代」(24.8%)、「50代」(16.6%)となっています。



④ 主な介助者が介助できない場合の対処方法

○主な介助者が家族・親族となっている人のうち、主な介助者が介助できない場合については、すべての障がい種別で「同居している他の家族・親族に頼む」(40.0%・59.2%・29.0%)が最も高く、次いで身体障がい・知的障がいでは「施設や病院等に依頼する」(20.8%・12.8%)、精神障がいは「どのようにしていいかわからない」(24.2%)となっています。

■ 主な介助者が介助できない場合の対処方法

単位:%

	親族に頼む	同居している他の家族・親族に頼む	別居している他の家族・親族に頼む	近所の人や知人に頼む	ボランティアに頼む	ホームヘルパーに頼む	施設や病院等に依頼する	一人で何とかする	どのようにしていいかわからない	その他	無回答
身体障がい (n=260)	40.0	11.5	1.2	0.4	8.1	20.8	5.0	9.2	1.9	1.9	
知的障がい (n=125)	59.2	8.8	1.6	0.8	2.4	12.8	3.2	4.8	3.2	3.2	
精神障がい (n=62)	29.0	8.1	0.0	0.0	0.0	17.7	12.9	24.2	1.6	6.5	

※太字は最も割合が高い項目

2) 保健・医療について

① 医療を受けるうえで困っていること

○医療を受けるうえで困っている具体的な内容を障がい別にみると、身体障がいでは「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」(16.9%)、知的障がい・精神障がいでは「病気の症状を正しく伝えられない」(57.4%・36.2%)が最も高くなっています。

■ 医療を受けるうえで困ること

単位:%

	付き添いがいない 通院や入院するときに	病気の症状を正しく 伝えられない	医師・看護師等の指示や 説明がよくわからない	専門的な治療をしてくれる 病院が近くにない	軽い病気やケガのときに 受け入れ病院が近くにない	いくつもの病院に 通わなくてはならない	気軽に往診を頼める 医師がいない	医療費の負担が大きい	その他	無回答
身体障がい (n=148)	10.1	15.5	13.5	16.9	2.0	10.1	2.0	12.8	15.5	1.4
知的障がい (n= 68)	7.4	57.4	7.4	10.3	1.5	2.9	2.9	2.9	7.4	0.0
精神障がい (n= 47)	2.1	36.2	8.5	12.8	4.3	6.4	0.0	14.9	12.8	2.1

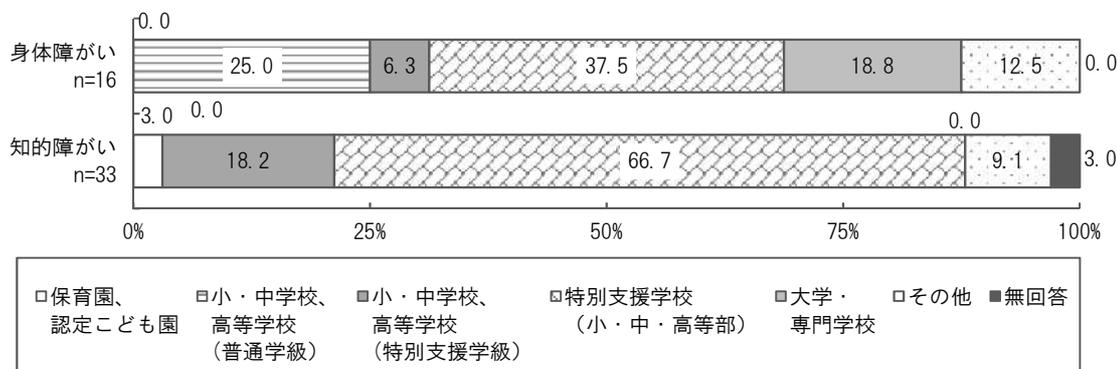
※太字は最も割合が高い項目

3) 教育について

① 通園・通学の状況

○通園・通学中の場所を障がい別にみると、身体障がい・知的障がいともに「特別支援学校(小・中・高等部)」(37.5%・66.7%)が最も高くなっています。

■ 通園・通学中の場所

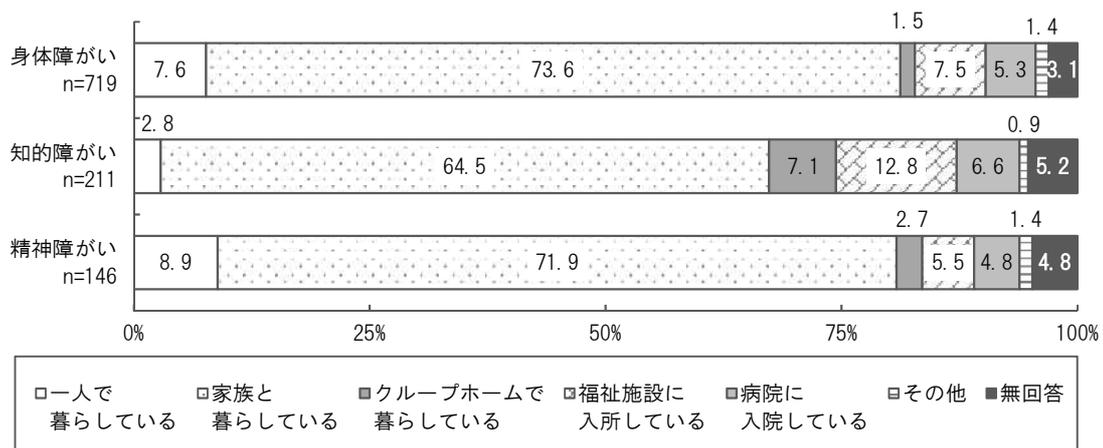


4) 生活環境について

① 現在の暮らしの状況

○現在の暮らしの状況を障がい別にみると、すべての障がいで「家族と暮らしている」(73.6%・64.5%・71.9%) が最も高くなっています。

■ 現在の暮らしの状況

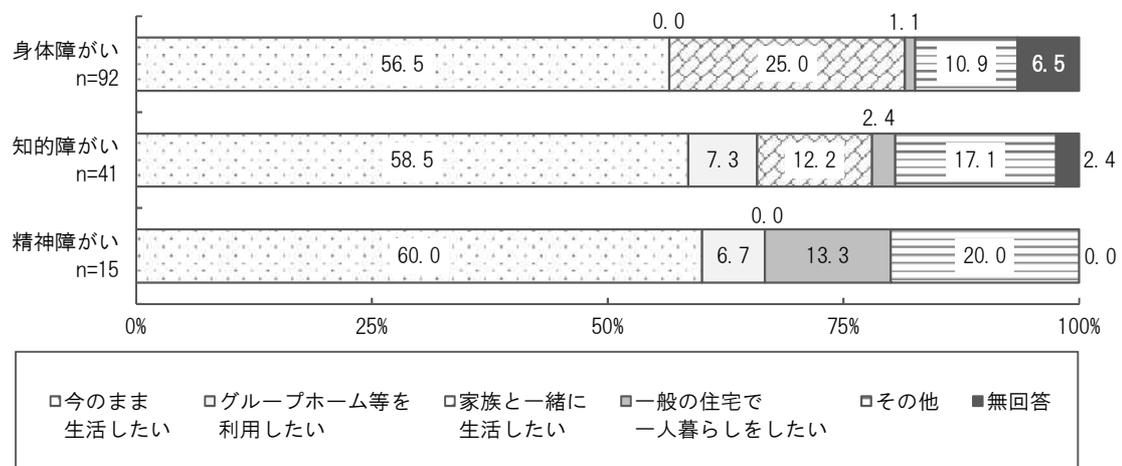


② 将来の暮らし方の意向

○福祉施設に入所または病院に入院している人の将来の暮らし方の意向を障がい別にみると、身体障がい・知的障がい・精神障がいのいずれも「今のまま生活したい」(56.5%・58.5%・60.0%) が最も高くなっています。

一方、地域での生活を希望する状況を見ると、身体障がいでは「家族と一緒に生活したい」が25.0%と他の障がいより高く、精神障がいでは「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が13.3%と他の障がいより高くなっています。

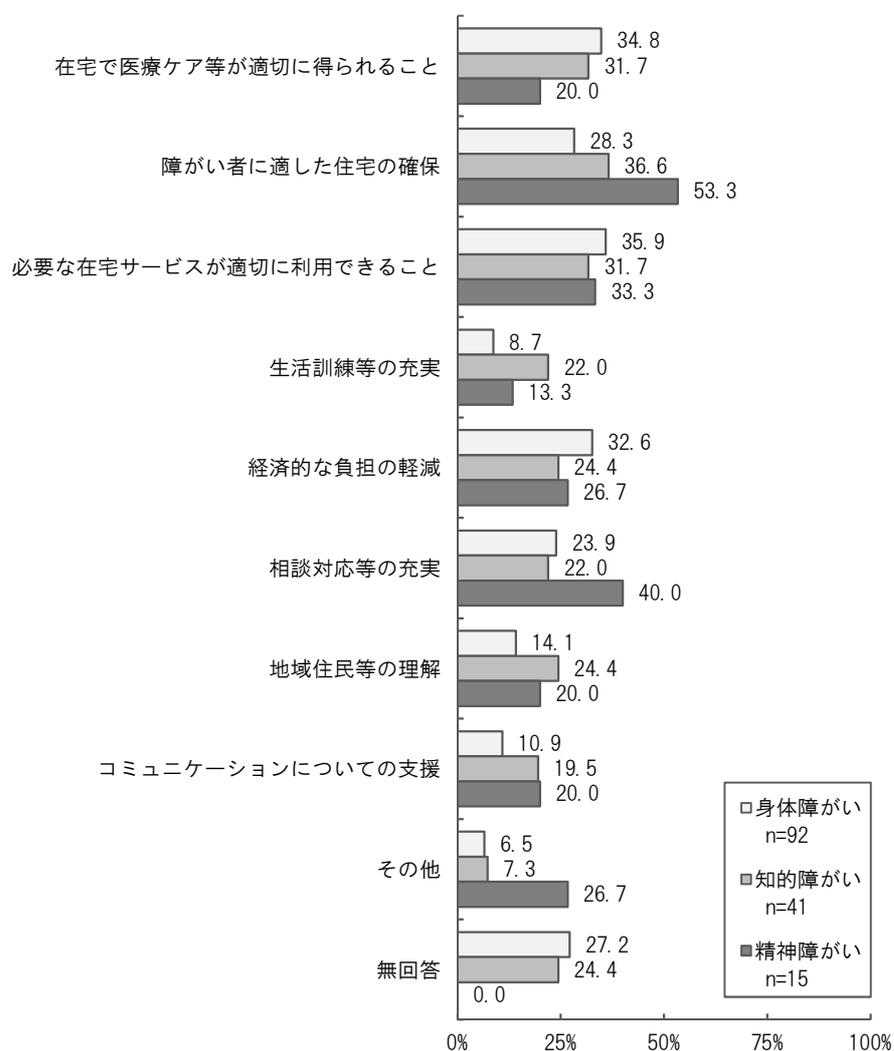
■ 将来の地域生活の希望



③ 地域で生活するために望む支援

○福祉施設に入所または病院に入院している人が、地域で生活するために望む支援は、身体障がいでは「必要な住宅サービスが適切に利用できること」(35.9%)が最も高く、次いで「在宅で医療ケア等が適切に得られること」(34.8%)となっています。知的障がい・精神障がいでは「障がい者に適した住宅の確保」(36.6%・53.3%)が最も高く、次いで知的障がいでは「必要な住宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケア等が適切に得られること」(各31.7%)、精神障がいでは「相談対応等の充実」(40.0%)となっています。

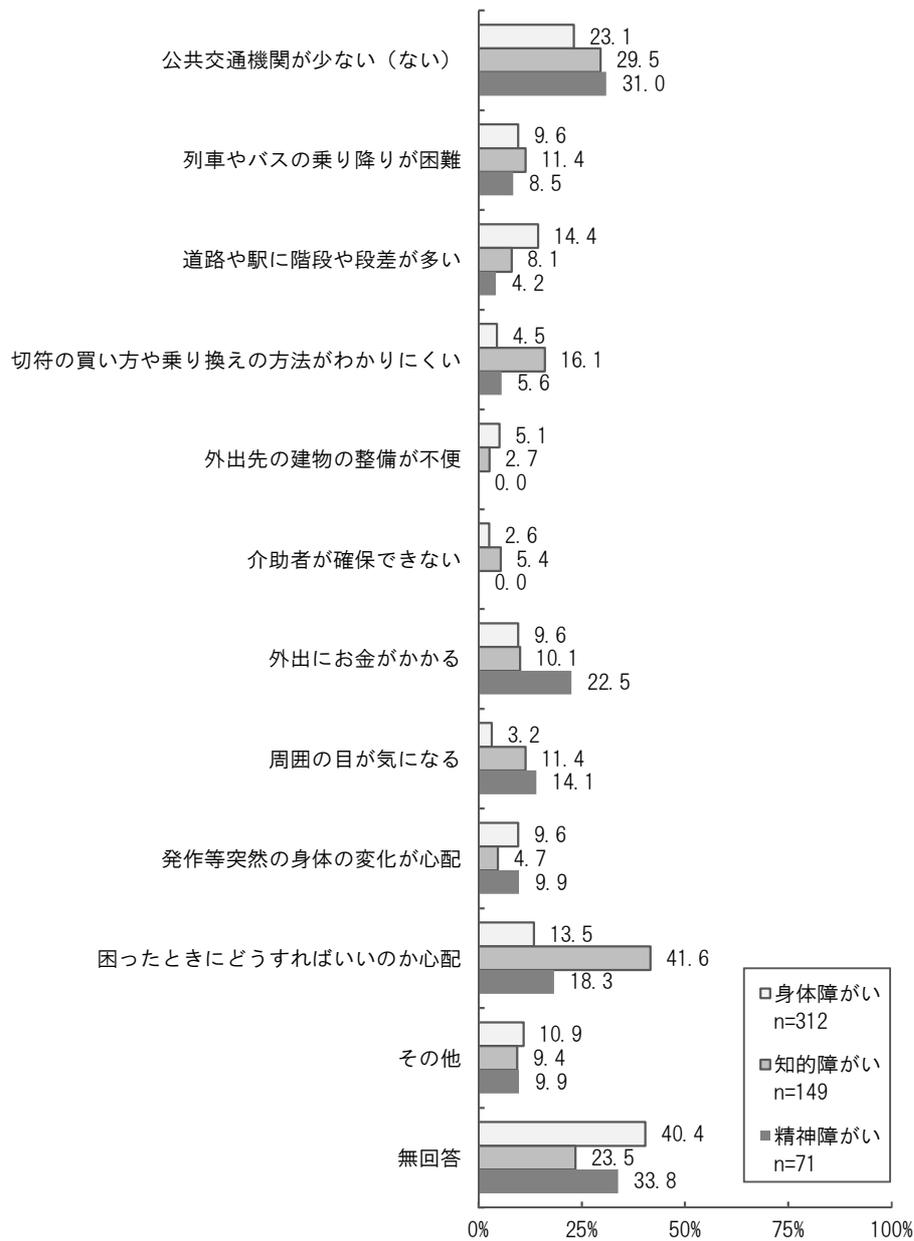
■ 地域で生活するために必要な支援



④ 外出時の困りごと

○外出するときに困ることを障がい別にみると、身体障がい・精神障がいは「公共交通機関が少ない（ない）」（23.1%・31.0%）が、知的障がいは「困ったときにどうすればいいのか心配」（41.6%）が最も高くなっています。

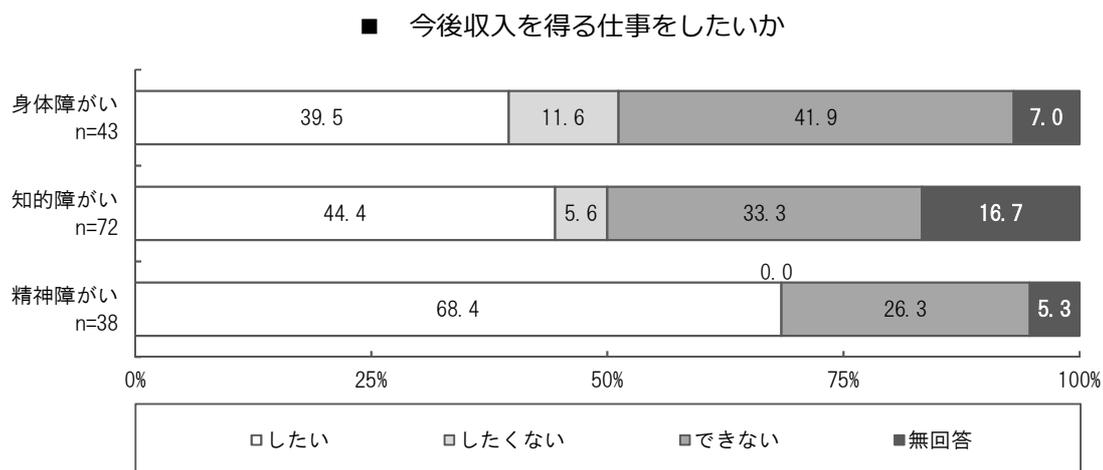
■ 外出するときに困ること



5) 雇用・就業、経済的自立の支援について

① 収入を得る仕事について

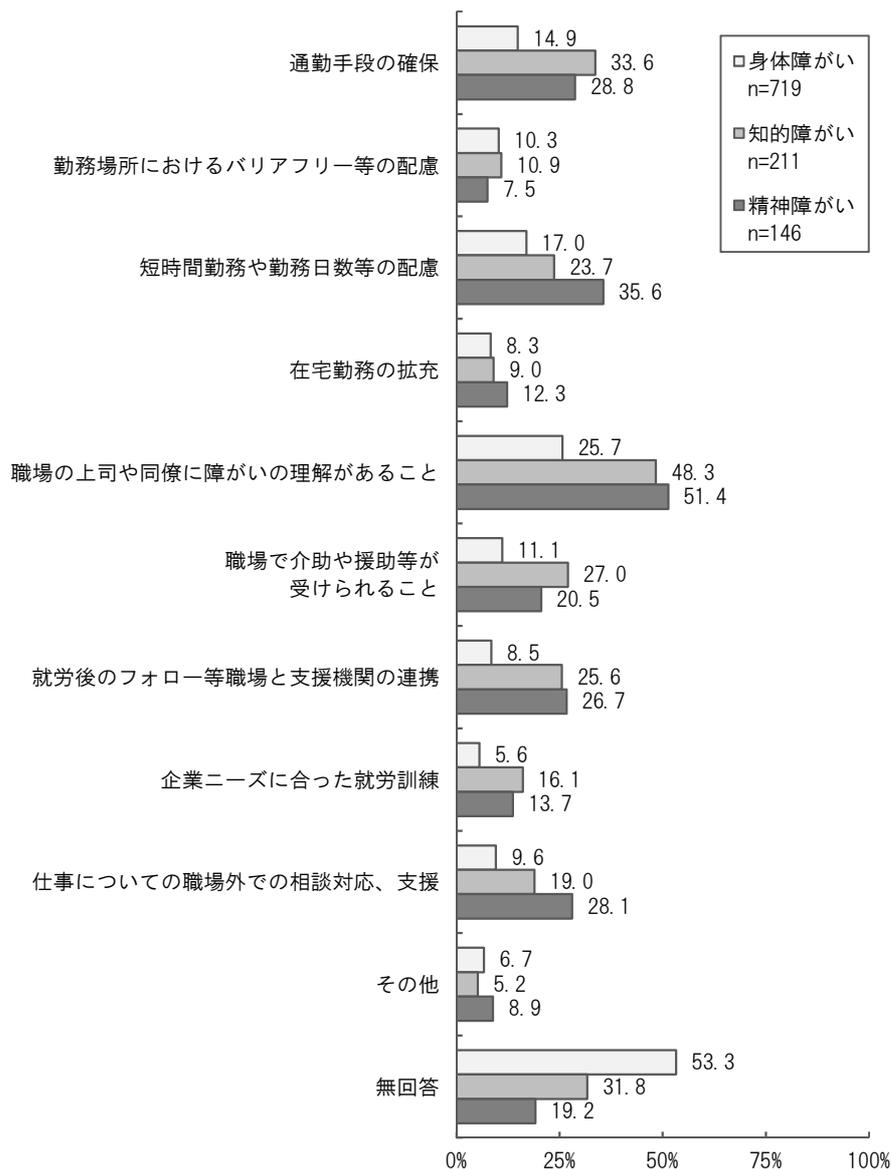
○今後収入を得る仕事をしたいかを障がい別にみると、知的障がい・精神障がいともに「したい」(44.4%・68.4%)が最も高くなっています。身体障がいは「できない」(41.9%)が最も高く、「したい」は39.5%となっています。



② 障がい者の就労支援について

○障がい者の就労支援として必要だと思うものについては、すべての障がいで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(25.7%・48.3%・51.4%)が最も高く、次いで身体障がい・精神障がいで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(17.0%・35.6%)、知的障がいで「通勤手段の確保」(33.6%)となっています。

■ 障がい者の就労支援に必要だと思うこと



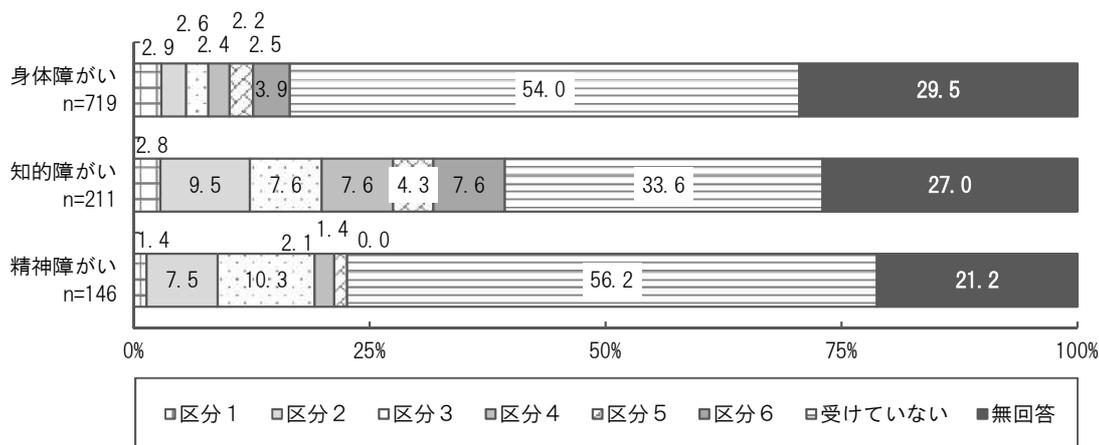
6) 障害福祉サービスについて

① 障害支援区分の認定状況

○障害支援区分の認定状況を障がい別にみると、すべての障がいで「受けていない」(54.0%・33.6%・56.2%)が最も高くなっています。

○「区分1」～「区分6」を合わせた『認定区分を受けている』割合は、身体障がいが16.5%、知的障がいが39.4%、精神障がいが22.7%となっています。

■ 障害支援区分の認定状況



② 各種サービスの現在の利用状況と、今後の利用意向

○現在利用しているサービスは、「補装具費支給制度」(11.3%)が最も高く、次いで「相談支援」(8.6%)、「自立支援医療制度」(7.9%)となっています。

○今後利用したいサービスは、「短期入所(ショートステイ)」(26.1%)が最も高く、次いで「施設入所支援」(23.9%)、「居宅介護(ホームヘルプ)」(22.9%)となっています。

■ 各種サービスの現在の利用状況と、今後の利用意向

単位:%

n=1,077	現在			今後		
	利用している	利用していない	無回答	利用したい	利用したくない	無回答
居宅介護(ホームヘルプ)	5.9	64.3	29.8	22.9	46.9	30.2
重度訪問介護	1.8	64.5	33.7	15.8	50.1	34.1
同行援護 (重度の視覚障がい者の方)	1.2	58.7	40.1	8.0	49.4	42.6
行動援護	2.5	61.4	36.1	16.0	46.1	37.9
重度障害者等包括支援	2.9	60.1	37.0	14.2	46.8	39.0
生活介護	5.6	58.7	35.7	16.0	45.9	38.2
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	5.5	58.5	36.0	19.0	44.1	36.9

n=1,077	現 在			今 後		
	利用 している	利用 していない	無回答	利用 したい	利用 したくない	無回答
就労移行支援	1.2	61.6	37.2	10.5	50.9	38.6
就労継続支援A型（雇用型）	2.9	60.0	37.1	11.4	50.1	38.4
就労継続支援B型	6.0	57.8	36.1	11.6	50.0	38.3
就労定着支援	1.5	61.2	37.3	10.2	50.5	39.3
療養介護	4.9	59.8	35.3	18.8	43.5	37.7
短期入所（ショートステイ）	6.4	60.4	33.1	26.1	40.5	33.4
共同生活支援（グループホーム）	3.4	62.7	33.9	17.1	47.2	35.7
自立生活援助	1.3	63.1	35.6	13.8	49.2	37.0
施設入所支援	7.6	57.7	34.7	23.9	40.9	35.2
相談支援	8.6	54.1	37.2	15.4	44.4	40.2
移動支援	1.9	61.7	36.5	15.8	46.2	38.0
地域活動支援センター	3.6	59.5	36.9	18.2	42.5	39.3
コミュニケーション支援事業	1.4	61.5	37.1	8.8	51.6	39.6
日常生活用具給付等事業	6.5	56.9	36.6	20.3	41.5	38.2
日中一時支援事業	4.1	58.0	37.9	16.8	43.6	39.6
自立支援医療制度	7.9	55.0	37.1	18.6	41.7	39.7
補装具費支給制度	11.3	53.2	35.5	21.4	40.9	37.6
身体障害者訪問入浴サービス	1.7	61.9	36.4	16.7	46.5	36.8
自動車運転免許取得・改造助成	2.9	61.0	36.1	10.7	52.1	37.2
成年後見制度利用事業	1.8	61.2	37.0	14.3	47.6	38.1

○現在利用している18歳未満対象の福祉サービスは、「放課後等デイサービス」（39.0%）が最も高く、次いで「児童発達支援」（31.7%）となっています。

○今後利用したいサービスは、「放課後等デイサービス」（65.9%）が最も高く、次いで「児童発達支援」（46.3%）となっています。

■ 18歳未満対象の福祉サービスの現在の利用状況と、今後の利用意向

単位：%

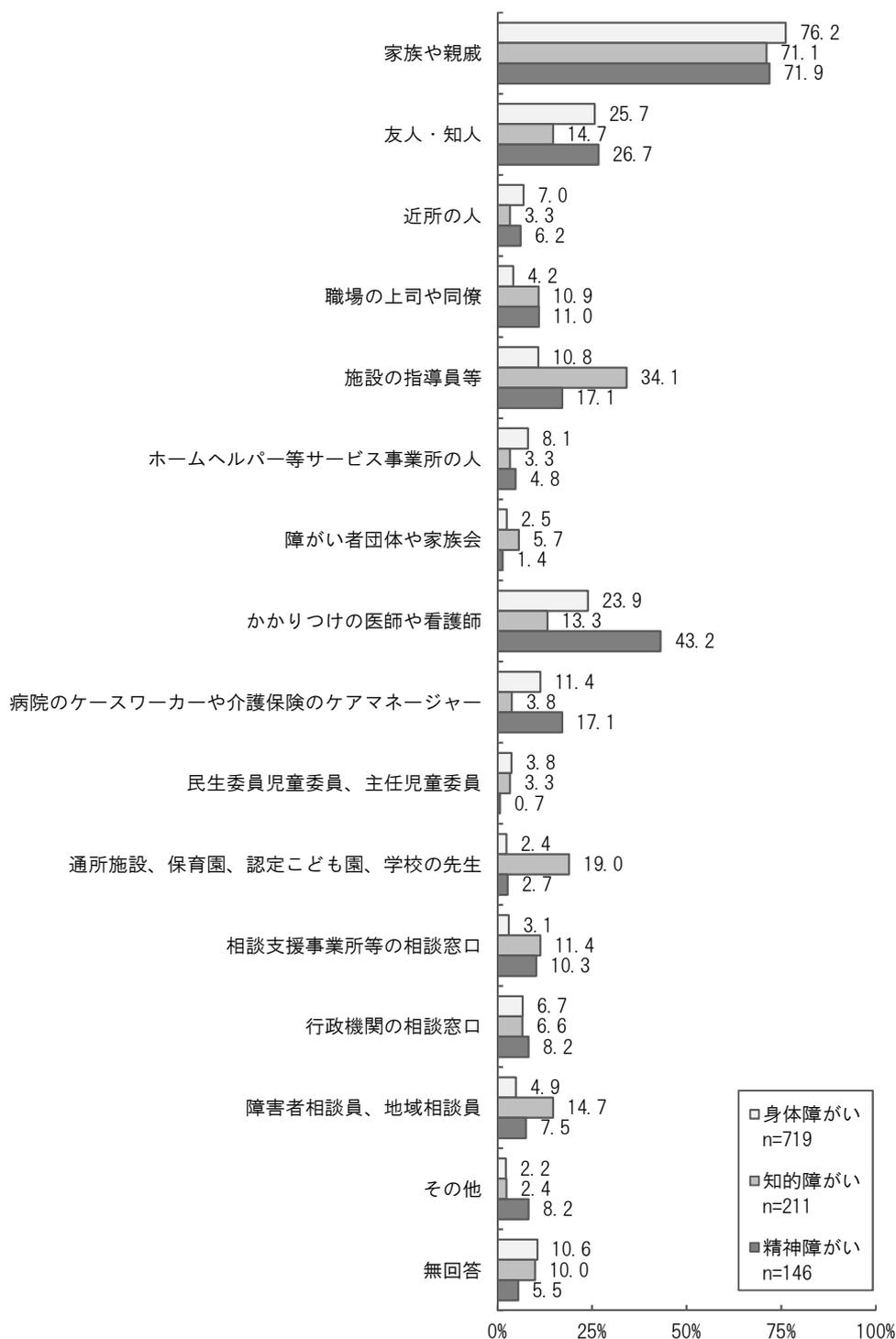
n=41	現 在			今 後		
	利用 している	利用 していない	無回答	利用 したい	利用 したくない	無回答
児童発達支援	31.7	56.1	12.2	46.3	34.1	19.5
放課後等デイサービス	39.0	43.9	17.1	65.9	17.1	17.1
保育所等訪問支援	2.4	82.9	14.6	14.6	68.3	17.1
医療型児童発達支援	2.4	82.9	14.6	12.2	70.7	17.1
居宅訪問型児童発達支援	0.0	85.4	14.6	12.2	70.7	17.1

7) 相談や情報の入手について

① 悩みや困りごとの相談相手

○普段、悩みや困りごとを相談する相手を障がい別にみると、すべての障がいで「家族や親戚」(76.2%・71.1%・71.9%)が最も高く、次いで身体障がいは「友人・知人」(25.7%)、知的障がいは「施設の指導員等」(34.1%)、精神障がいは「かかりつけの医師や看護師」(43.2%)となっています。

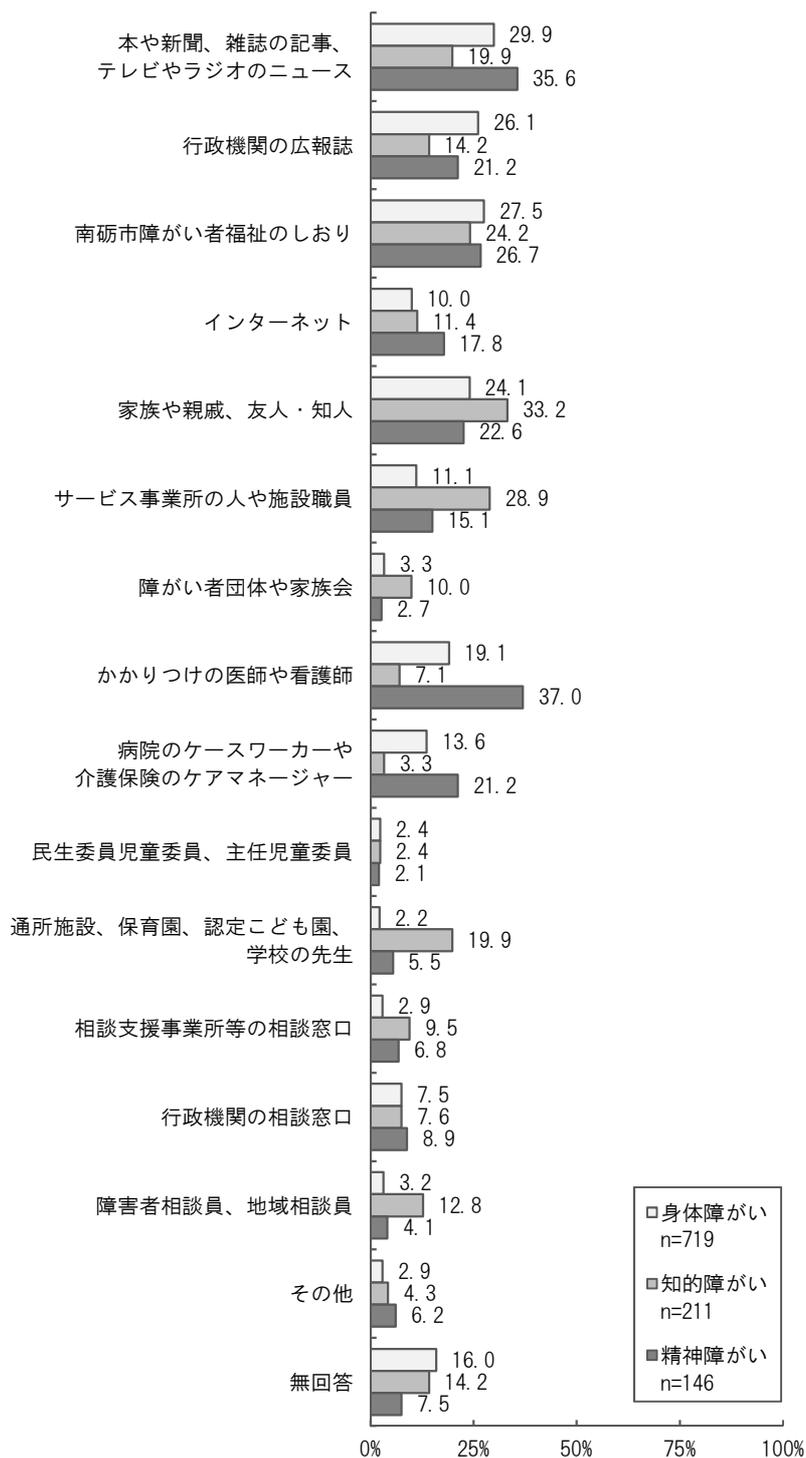
■ 悩みや困りごとの相談相手



② 福祉に関する情報の入手について

○障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先を障がい別にみると、身体障がいは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(29.9%)が、知的障がいは「家族や親戚、友人・知人」(33.2%)が、精神障がいは「かかりつけの医師や看護師」(37.0%)が最も高くなっています。

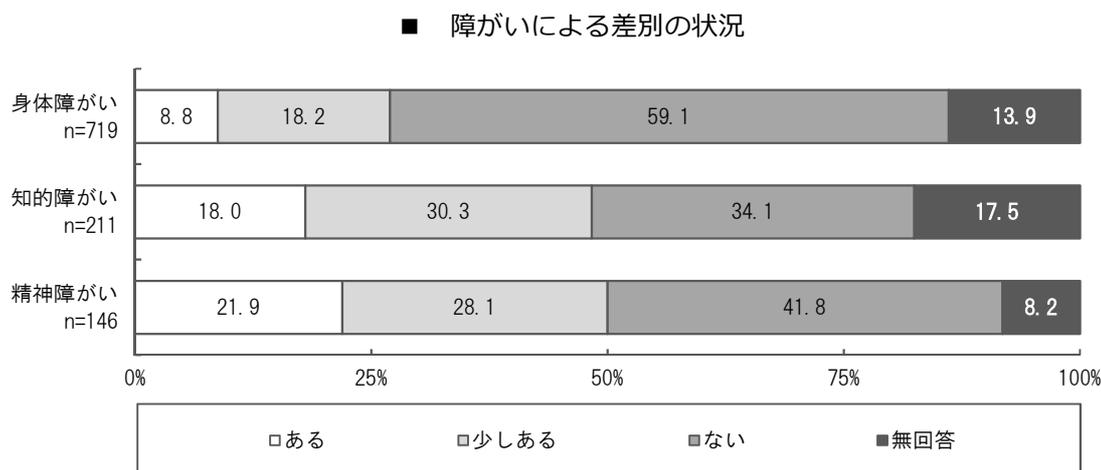
■ 障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先



8) 権利擁護について

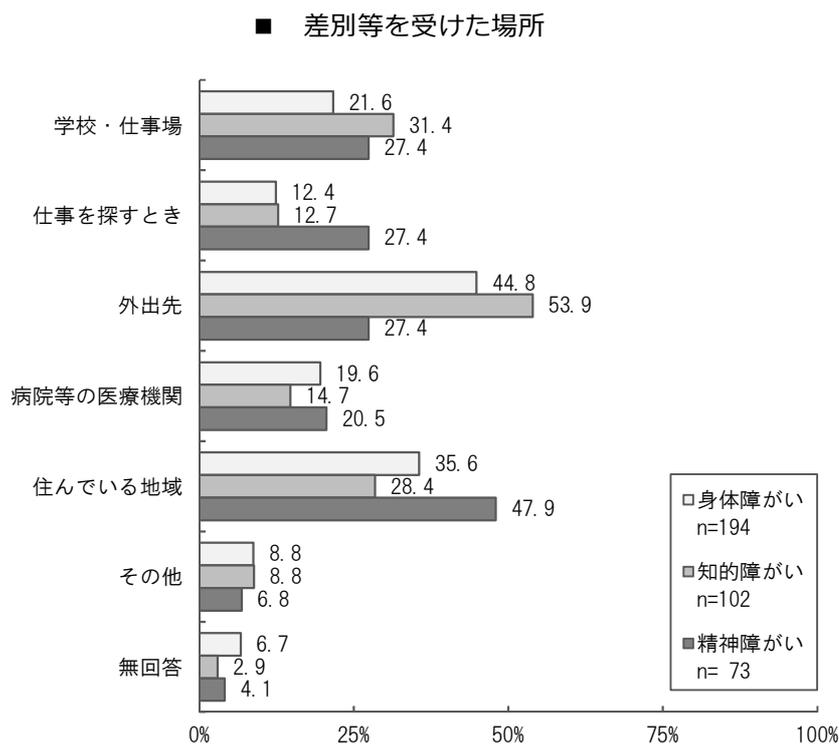
① 障がいによる差別について

○障がいがあることで不当な差別的扱いや嫌な思いをすることが「ある」割合は、身体障がい27.0%、知的障がい48.3%、精神障がい50.0%となり、精神障がい最も高くなっています。



② 不当な差別的扱いや嫌な思いをした場所

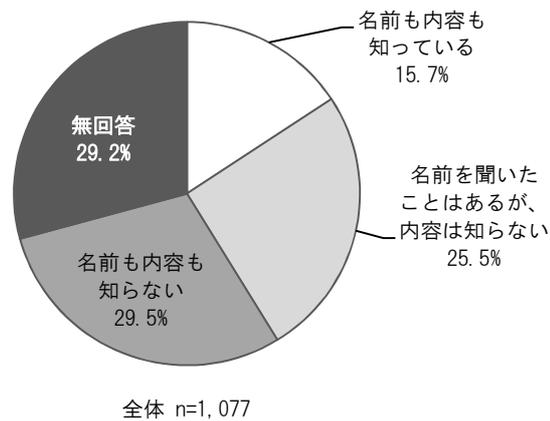
○不当な差別的扱いや嫌な思いをした場所は、身体障がい・知的障がいは「外出先」(44.8%・53.9%)、精神障がいは「住んでいる地域」(47.9%)が最も高くなっています。



③ 成年後見制度の認知状況

○成年後見制度の認知状況をみると、「名前も内容も知らない」(29.5%)が最も高く、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」(25.5%)を合わせた55.0%は知らない状況です。一方、「名前も内容も知っている」は15.7%にとどまっています。

■ 成年後見制度の認知状況

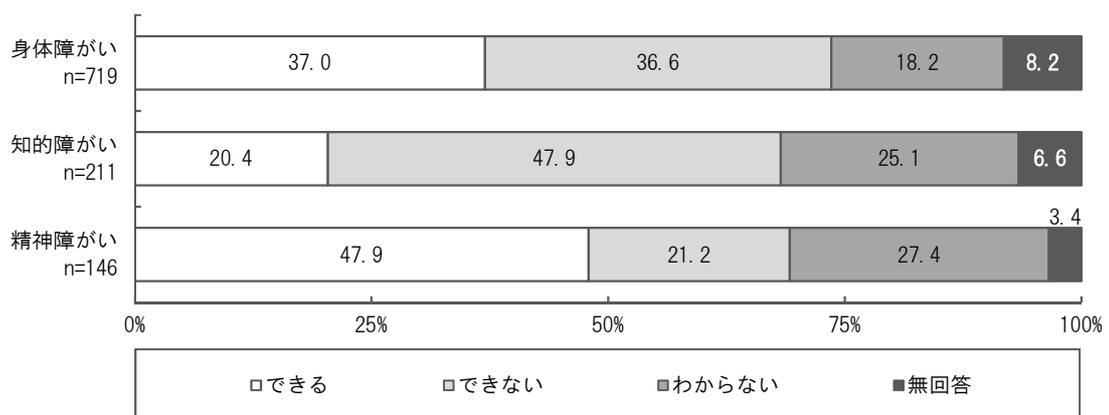


9) 安心・安全について

① 緊急時の避難の可否

○緊急時の避難が「できない」と回答した割合を障がい別にみると、身体障がいは36.6%、知的障がいは47.9%、精神障がいは21.2%となり、知的障がいが高くなっています。

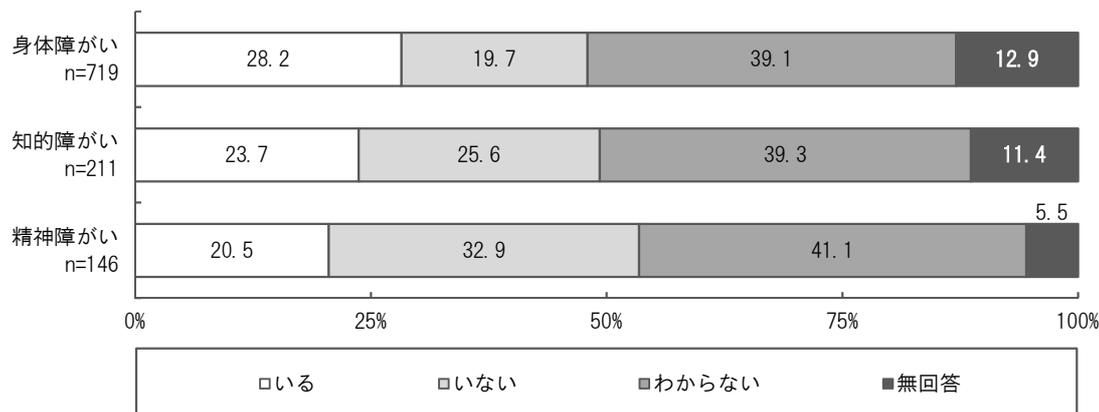
■ 緊急時に一人で避難ができるか



② 近所の手助けをしてくれる人の有無

○一人暮らしや家族が不在などで、家族・親族の助けがない場合に近所で助けてくれる人の有無をみると、すべての障がい種別で「わからない」(39.1%・39.3%・41.1%)が最も高く、「いる」は2割台となっています。

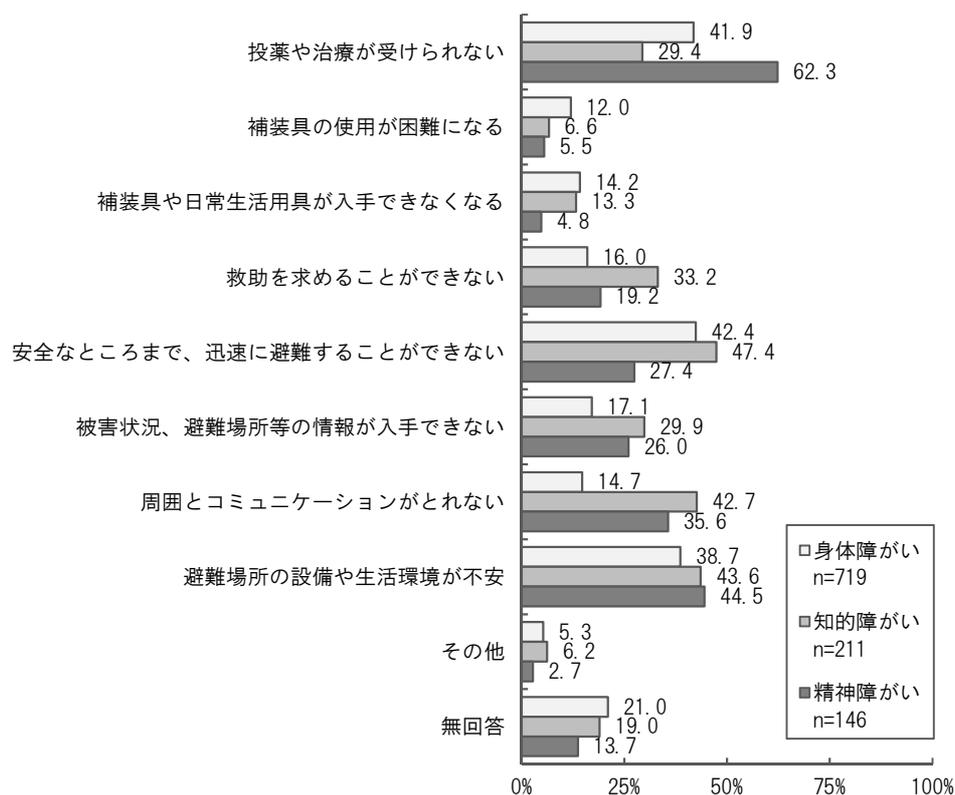
■ 近所の手助けをしてくれる人の有無



③ 災害時に困ること

○災害時の困りごとを障がい別にみると、身体障がい・知的障がいは「安全なところまで、迅速に避難することができない」(42.4%・47.4%)が、精神障がいは「投薬や治療が受けられない」(62.3%)が最も高くなっています。

■ 災害時の困りごと

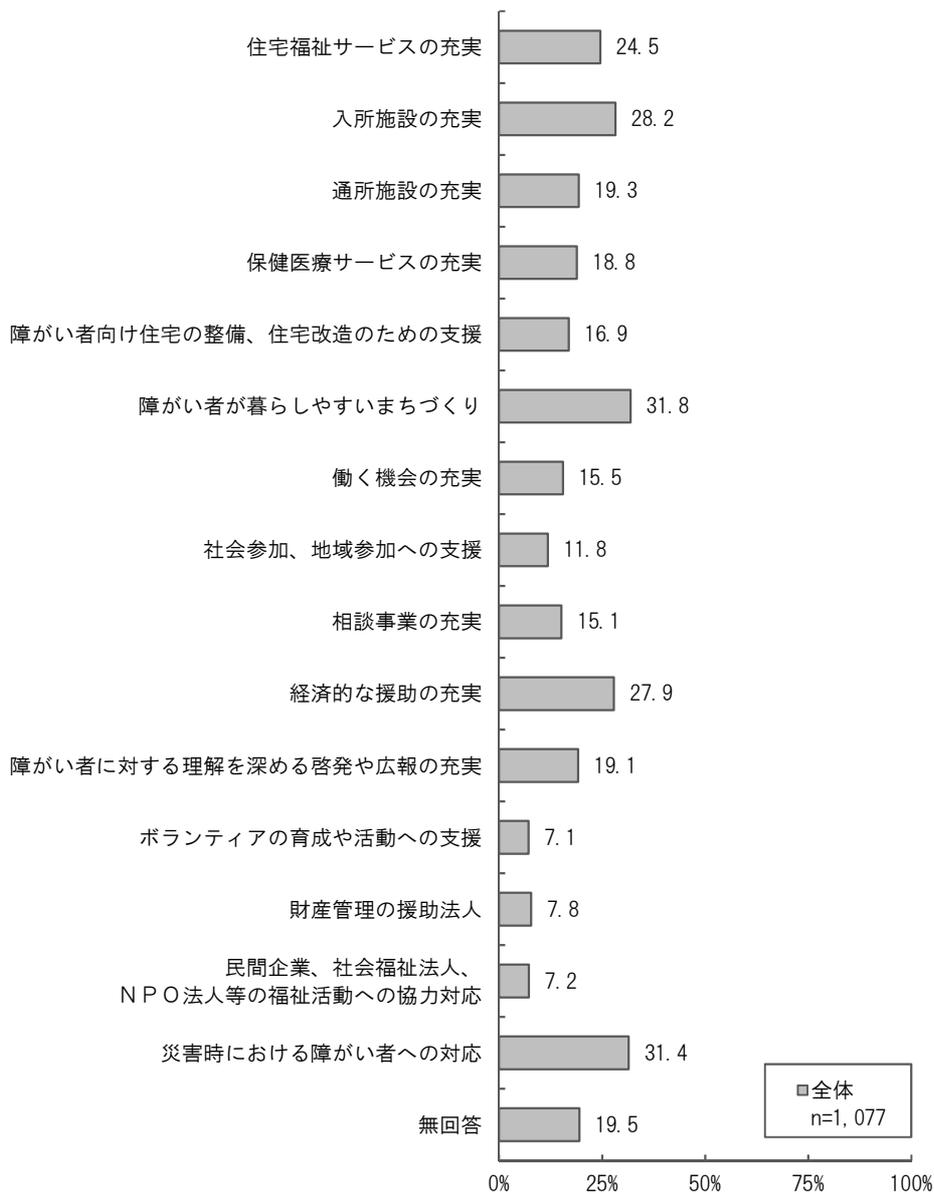


10) 南砺市への要望について

① 南砺市に望む支援・施策等

○今後、南砺市にしてほしいことは、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」(31.8%)が最も高く、次いで「災害時における障がい者への対応」(31.4%)、「入所施設の充実」(28.2%)となっています。

■ 今後、南砺市に望むこと



5 関係団体ヒアリング等の主な意見

「第3期南砺市障がい者計画」を策定するにあたり、障がい者アンケート調査に加えて、障がい者団体からヒアリングを行うことにより、南砺市における効果的な障がい者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

ヒアリング団体一覧	
南砺市社会福祉協議会	南砺市手をつなぐ育成会
わらび学園	となみ野家族会
南砺市身体障害者協会	砺波圏域障害者基幹相談支援センター
砺波地区ろう友の会	南砺市視覚障害者協会
福光地域民生児童委員協議会	利賀地域民生委員児童委員協議会
平地地域民生委員児童委員協議会	上平地地域民生委員児童委員協議会
城端地域民生委員児童委員協議会	福野地域民生委員児童委員協議会
井口地域民生委員児童委員協議会	井波地域民生委員児童委員協議会
相談支援センターあい	

(1) 職務・活動を行ううえでの現状や課題

分類	主な意見
会員数の減少、高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護のため、当団体に関係ある保護者等の実際数が把握できない状態である。さらに、会員確保が難しく高齢化が進んでいる。 ○個人情報保護のため、会員入会勧誘ができない。
専門職等の人材の確保、質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTによる作業の効率化、自分自身のスキルアップ等。 ○地域における事業所に対する要望が多種多様となるなか、それに対応するべく人員確保、特に専門職の確保が難しい。
関係機関との連携、交流、つながり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者や高齢者等からの相談に対して、どの専門職へ相談したらいいか、つなぐのかのマニュアルがあったら活動がしやすくなると思う。(意外とつなぎ先は理解されていない。)

(2) 障がいのある人が地域で生活するために必要な支援

分類	主な意見
障がい特性に対する理解や配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者、障がいに対する地域住民の理解促進。 ○病識のない障がい者が病識をもつことができるような環境づくり。
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○昼夜問わずの見守り体制。 ○炊事、洗濯、掃除等の家事支援。
地域活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ○日中活動の場所、また選択肢が増えること。 ○医療的ケアのある方の日中活動の場。
サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○もう少し低額なグループホーム、高齢（障がい）者が入居できるような施設。

(3) 障がいのある人が就労や職場復帰するうえで必要なことや課題

分類	主な意見
障がい特性に対する理解や配慮	○障がい者の困難な仕事・弱いところを個別に把握し、体調を考慮してサポートをお願いしたい。
受け入れ先に対する支援	○企業の障がい者雇用へのフォロー体制。 ○職場で働きやすい設備の充実。
支援者の確保、連携	○事業所、当事者、ジョブコーチの三者が必要に応じて共通理解を図ること。
通勤手段の確保	○通勤、通学の移動手段を確保するなど。

(4) 障がい児に対する支援として必要なこと

分類	主な意見
子どもに対する対応	○誰とも隔たりなく、向き合って対応すること。
保護者に対する支援	○保護者の方への経済的支援。 ○親子さんが集まる居場所が少ないのでは。増やしてほしい。
医療的ケア児の受け入れ	○南砺市内の医療的ケア児を受け入れる資源がない、少ない。
事業者・関係団体等に対する支援	○活動団体への経済的な支援を検討する。 ○地域の事業所の充実。
人材の確保	○インクルーシブの観点から、保育園等での加配の先生の充実。

(5) 事業者がより質の高いサービスを提供して聞くために必要なことや課題

分類	主な意見
人材の確保、質の向上	○福祉サービスの担い手不足。 ○相談員の質の向上。支援者の賃金増による離職者防止。
個々の状況に沿った対応	○基幹相談からの適切なアドバイス。
財政的支援	○相談支援事業に対する適正な公的財政措置。

(6) 市の障がい者児施策に対する意見・要望

分類	主な意見
サービスの充実	○障害福祉サービスの充実。短期支援や短期入所など。
周知、啓発	○障がいのある人やその家族が安心して地域社会で暮らしていけるよう市民への啓発推進。
移動手段の確保	○公共交通機関を利用しやすい環境を整えていただきたい。知的・精神障がい者児にも介護割引を与えてあげるのも一つの方法かと考えます。

※表紙及び裏表紙の作品は「社会福祉法人深明会 花椿 きらめき（生活介護）」の
利用者さんが作成しました。

※この冊子の印刷は、「南砺市障害者就労施設等から物品等の調達推進方針」に基
づき、「社会福祉法人 マーシ園」へ発注しました。



第3期南砺市障がい者計画

～多様な幸せを実感できる共生社会プラン～

発行日：令和4年3月

発行：南砺市 地域包括医療ケア部 福祉課

住所：〒932-0293 富山県南砺市北川166番地1

TEL：0763-23-2009 FAX：0763-82-4657



